

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年6月20日提出
【計算期間】	第13特定期間（自 平成24年9月21日 至 平成25年3月21日）
【ファンド名】	ニッセイ日本インカムオープン
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### 基本方針

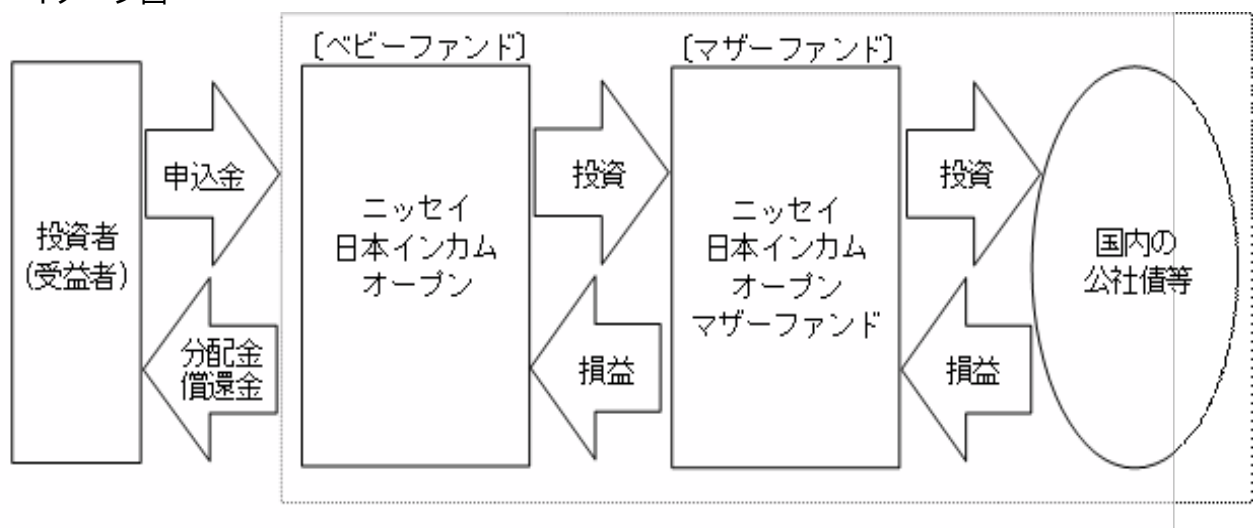
ファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

###### 運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



###### ファンドの特色

日本の多種多様な債券に投資します。

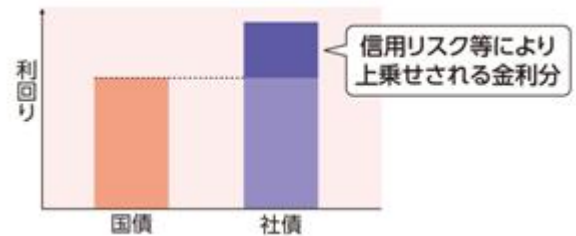
- ・日本の多種多様な債券（国債、社債、金融債、ABS等）を投資対象とします。
- ・社債、金融債、ABS等、国債以外の債券を積極的に組入れることで、利回りの向上をめざします。

社債：企業が資金調達を目的に発行する債券のことです。  
 金融債：特別な法律に基づき、特定の金融機関が発行する債券のことです。  
 ABS：Asset Backed Securities（資産担保証券）の略でローン債権やリース債権などの資産を裏付けとして発行された証券のことです。

### 〈社債の利回りについて〉

一般に社債は発行企業の信用リスク等に応じて国債よりも利回りが高くなります。国債に比べて利回りの高い社債などの債券を積極的に組入れることで、ファンドの利回りの向上をめざします。

・右記はイメージ図です。



### 〈ご参考〉日本債券の特徴

投資対象として日本の債券をみた場合、外国債券や国内外の株式に比べて、相対的に価格変動が安定していることが特徴といえます。これは、主に為替変動リスクや株価変動リスクがないためです。

### 〈資産別のパフォーマンス(2006年9月29日を100として指数化)〉 データ期間:2006年9月29日~2013年4月30日(日次)



出所)シティグループ、FactSet等のデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

・日本債券:NOMURA-BPI総合指数、外国債券:シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、日本株式:TOPIX(配当込み)、外国株式:MSCI KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)

上記は各種指数の過去の推移を示したものであり、当ファンドの運用実績ではありません。将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

当ファンドの運用実績については、後記「5 運用状況」をご覧ください。

#### 〈本書において使用している指数についての説明〉

- ・NOMURA-BPI総合指数とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数で、著作権、商標権、知的財産権、その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。
- ・東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株式会社東京証券取引所が有しています。
- ・MSCI KOKUSAI指数は、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

信用リスクをコントロールします。

高格付債投資

- ・原則として投資適格債(BBB格以上)に投資し、ポートフォリオの平均格付をA格以上に

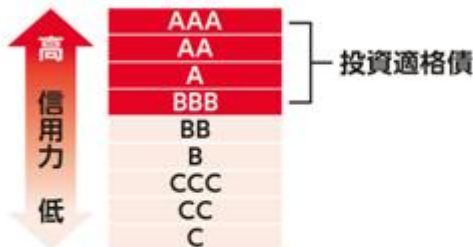
保ちます。また、組入債券については、クレジットリサーチを行うことで、信用リスクの低減を図ります。

個別企業や債券の発行体の財務分析・業種分析等の調査のことをいいます。

#### 幅広い銘柄に分散投資

- 幅広い銘柄に分散投資を行うことで、ファンド全体の信用リスクを抑え、運用収益の安定化を図ります。

#### 〈債券の格付について〉



出所) S&Pの格付定義を基にニッセイアセットマネジメント作成

- ・上記は、長期債務格付です。格付の符号については一部省略して表示しています。

#### 〈ご参考〉格付別の企業の例

AAA格	NTTドコモ	東京ガス	東日本旅客鉄道
AA格	トヨタ自動車	日本たばこ産業	三菱地所
A格	オリックス	麒麟ホールディングス	JXホールディングス
BBB格	鹿島建設	双日	三菱マテリアル

出所) R&I, JCR, Moody's, S&Pのデータを基にニッセイアセットマネジメント作成

- ・格付は、R&I, JCR, Moody's, S&Pのうち、上位の格付を採用しております。
- ・上記は2013年4月末現在マザーファンドが組入れている社債の発行体の格付です。個別の企業を推奨するものではありません。

ラダー型運用（等金額投資による運用）をめざします。

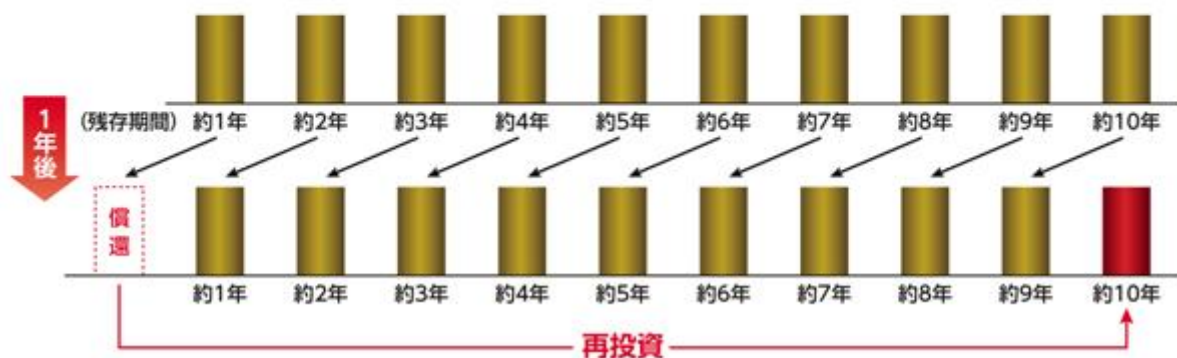
ラダー型運用とは

- ・債券の残存期間毎に均等に投資を行い、常にラダー（はしご）の形の満期構成になるようにする運用です。
- ・債券の利回りの変動や水準は、残存期間により異なります。短期から長期まで残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動リスクの分散効果と収益性の確保が期待できます。

#### 〈当ファンドのラダー型運用のプロセス〉

- ① 組入れる債券の残存期間は、最長10年程度とし、各残存期間毎の投資金額（額面）が同額程度になるような運用をめざします。
- ② 保有する債券が償還を迎えた場合には、原則として、償還金を残存10年程度の債券に投資することで、満期構成を維持します。

#### 〈ラダー型運用のイメージ〉



毎月分配をめざします。

- ・各月20日（年12回・休業日の場合は翌営業日）に分配を行います。

## 毎月分配のイメージ



❗ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよび水準について、示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。



## 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



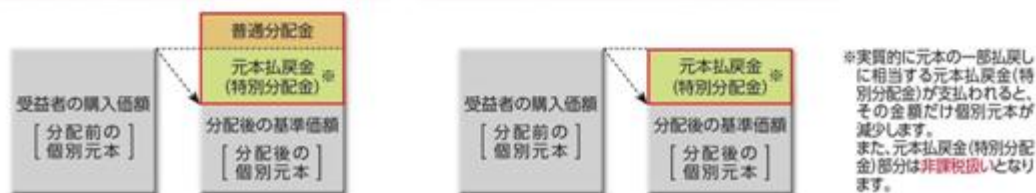
- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。  
収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

■ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

### 信託金の上限

2兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ファンドの分類

追加型投信 / 国内 / 債券に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	
その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	日々 その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマー ジング	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・ オブ・ ファンズ

## 商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券(マザーファンド)とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、公社債等に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年12回(毎月)	目論見書または約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象として投資するものをいう。

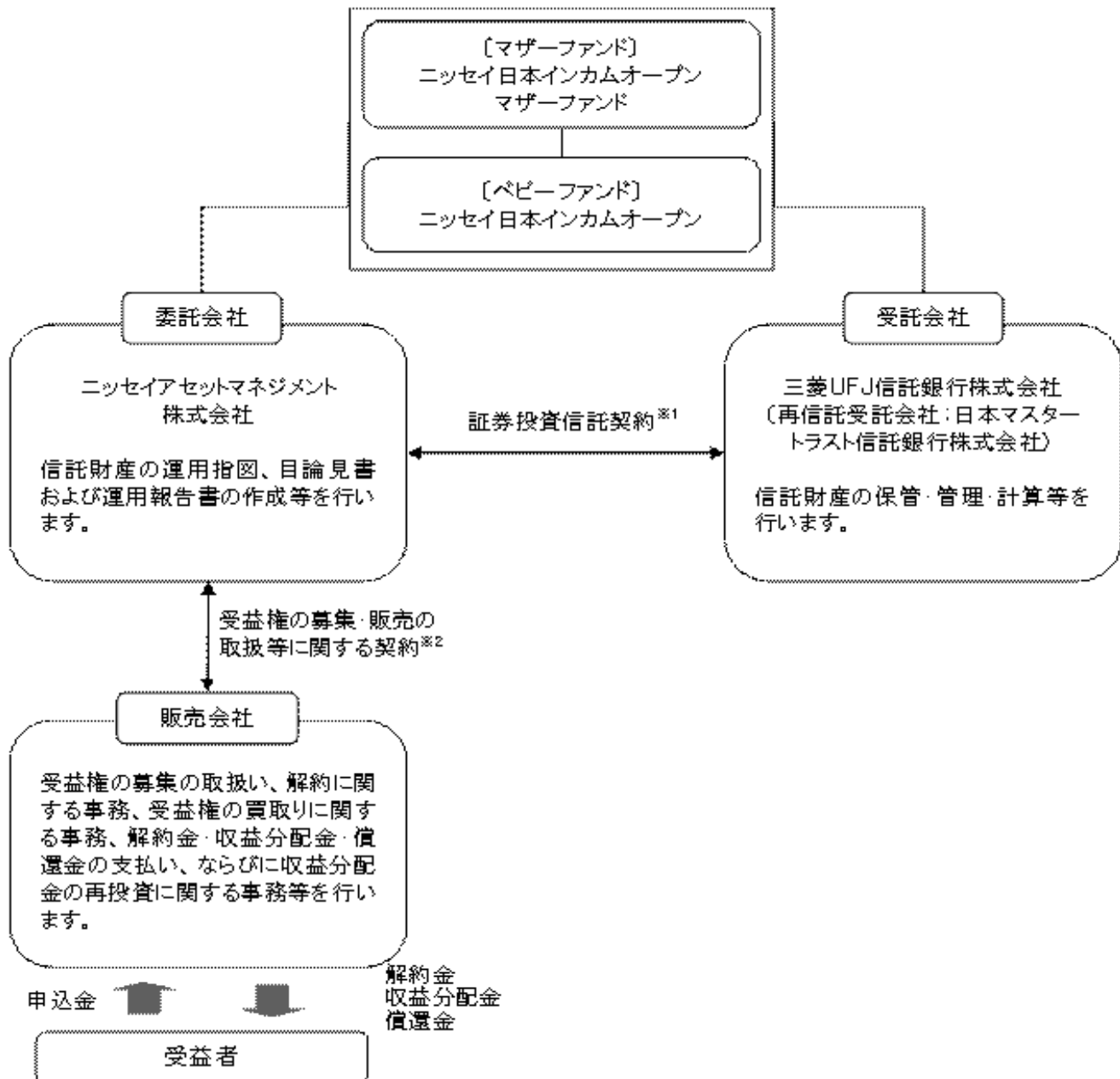
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成18年9月29日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（平成25年4月末現在）

1. 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
2. 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号



3. 資本金の額 : 100億円  
 4. 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔  
 5. 金融商品取引業者登録番号 : 関東財務局長（金商）第369号  
 6. 設立年月日 : 平成7年4月4日  
 7. 沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ピーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

主として、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドを通じて、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。

公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファンド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (参考) マザーファンドの概要

## ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド

## (1) 基本方針

マザーファンドは、安定した配当等収益の確保および信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

## (2) 運用方法

## a 投資対象

主として、国内の公社債を主要投資対象とします。

## b 投資態度

主として、国内の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインを中心とした収益の確保に努めます。

公社債への投資については、信用力のある国内の公社債を中心に投資を行い、ファンド全体の信用リスクの適切な管理に努めます。

公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

## (2) 【投資対象】

## a 主な投資対象

主として、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドに投資します。なお直接、公社債等に投資を行う場合があります。

## b 約款に定める投資対象

## 投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

## 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限りません)

ハ. 金銭債権(イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます)

ニ. 約束手形(イ. に掲げるものを除きます)

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

## 有価証券

主にニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1. のマザーファンドの受益証券ならびに次の2. から18. までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資します。

## 1. ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド

## 2. 国債証券

## 3. 地方債証券

- 4．特別の法律により法人の発行する債券
  - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
  - 6．資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
  - 7．転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券（なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます）
  - 8．コマーシャル・ペーパー
  - 9．外国または外国の者の発行する証券または証書で、2．から8．までの証券または証書の性質を有するもの
  - 10．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
  - 11．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
  - 12．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
  - 13．外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 14．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
  - 15．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
  - 16．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 17．金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 18．外国の者に対する権利で16．および17．の有価証券の性質を有するもの
- ただし、10．および11．の証券については、株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券に投資するものを除きます。なお、7．の証券および9．の証券または証書のうち7．の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券および9．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10．および11．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品

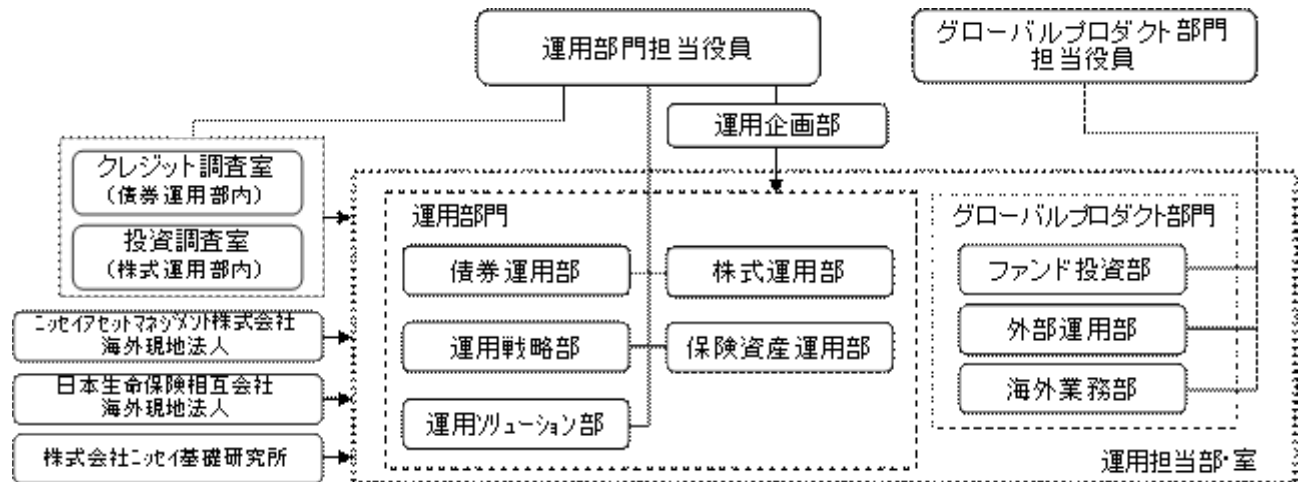
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの
- 7．金銭を信託する信託の受益権および金銭債権を信託する信託の受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号または第2号で定めるもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 の1．から4．までに掲げる金融商品により運用する

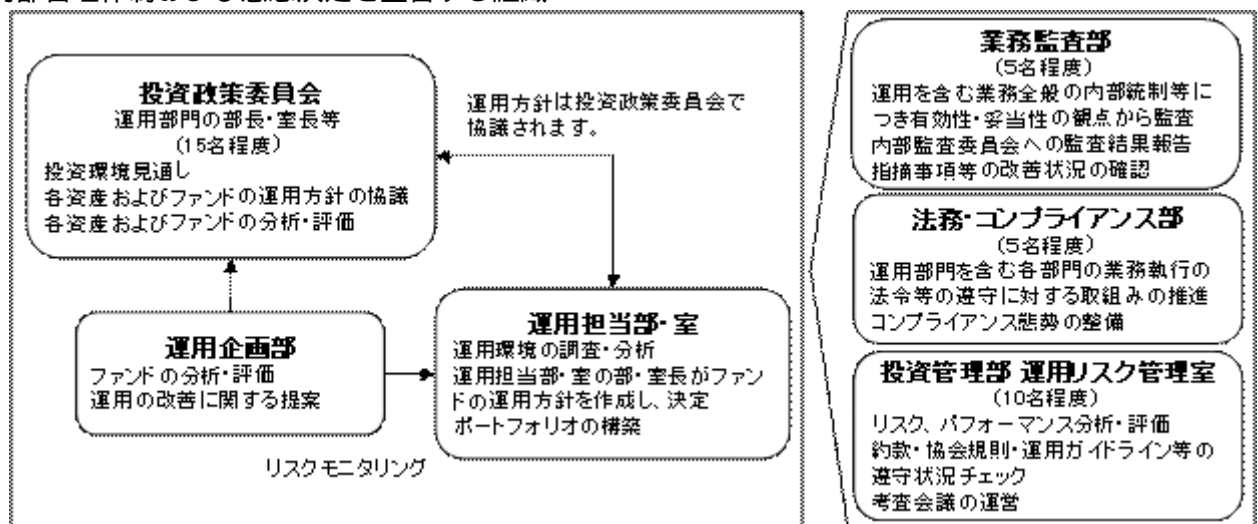
ことができます。

### （３）【運用体制】 委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー・サービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

### 内部管理体制および意思決定を監督する組織



#### < 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### （４）【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第1から第2計算期間末には、分配を行いません。

#### 1．分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益(ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます)および売買益(評価益を含みます。ただし、ニッセイ日本インカムオープンマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます)等の全額とします。

## 2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。原則として配当等収益等を中心に分配を行うことを目指しますが、売買益(評価益を含みます)が発生した場合には、配当等収益に売買益(評価益を含みます)等を加えた額から分配を行うこともあります。ただし分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

## 3. 留保益の運用方針

留保益(収益分配に充てず信託財産に留保した収益)については、元本部分と同一の運用を行います。

### 分配時期

毎決算日とし、決算日は毎月20日(年12回、該当日が休業日の場合は翌営業日)です。

### 支払方法

#### <分配金受取コースの場合>

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

#### <分配金再投資コースの場合>

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## (5)【投資制限】

### a 約款に定める主な投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます)の新株予約権をいいます。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

### b 約款に定めるその他の投資制限

#### 投資する株式の範囲

投資する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

#### 信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

#### 先物取引等

1. 国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
2. 国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

#### スワップ取引

1. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。



### 有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
  - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

### 有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記 の規定により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

### 有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

### 外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。
- c. 法令に定める投資制限
- デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
- 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。
- 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
- 委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

### 3【投資リスク】

ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

#### (1) 投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

##### ・債券投資リスク

###### 金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

###### 信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

###### 期限前償還リスク

期限前償還リスクとは、債券の発行体が満期前償還の権利を行使した場合、当該債券の当初満期日までの期間を別の投資手段で運用することになることから、当初予定されていた運用収益が得られない可能性をいいます。特に金利低下局面において当該リスクは大きくなる傾向があります。

##### ・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引

が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

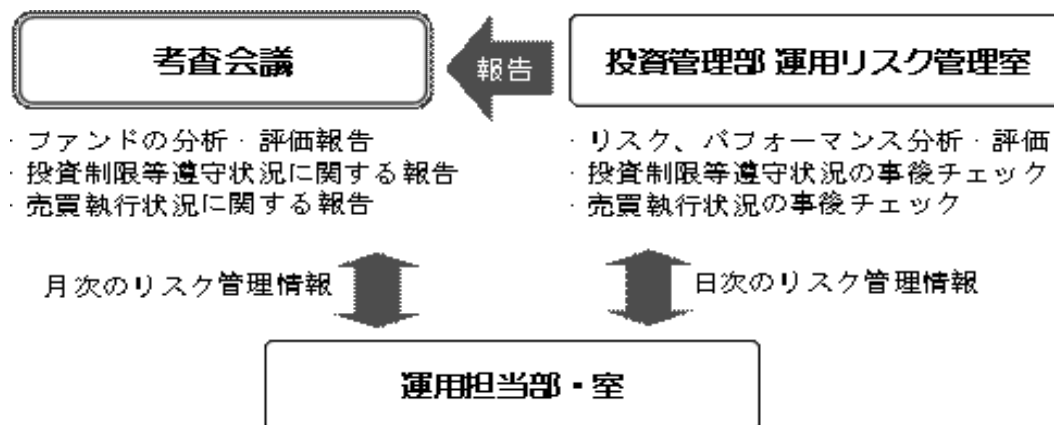
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社の主要株主である日本生命保険相互会社は平成25年2月末現在、ファンドの主要投資対象であるマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に4.3%保有しています。

当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

（２）投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。

- ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に1.575%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

### (2)【換金（解約）手数料】

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.8925%（税抜0.85%）以内の率をかけた額とし、信託報酬率（年率）とその配分は毎計算期間開始日の前月末（第1計算期間については当初設定日の前月末）における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じて以下の通り決定するものとします。

新発10年固定利付国債 の利回り（終値）	信託報酬率	委託会社		
		委託会社	販売会社	受託会社
3%未満	0.4515% （税抜0.43%）	0.2100% （税抜0.20%）	0.2100% （税抜0.20%）	0.0315% （税抜0.03%）
3%以上 4%未満	0.5670% （税抜0.54%）	0.2625% （税抜0.25%）	0.2625% （税抜0.25%）	0.0420% （税抜0.04%）
4%以上 5%未満	0.7875% （税抜0.75%）	0.3675% （税抜0.35%）	0.3675% （税抜0.35%）	0.0525% （税抜0.05%）
5%以上	0.8925% （税抜0.85%）	0.4200% （税抜0.40%）	0.4200% （税抜0.40%）	0.0525% （税抜0.05%）

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

### (4)【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
-------	-------

100億円超	の部分	年 0.00210%	( 税抜0.002% )
50億円超	100億円以下 の部分	年 0.00315%	( 税抜0.003% )
10億円超	50億円以下 の部分	年 0.00525%	( 税抜0.005% )
	10億円以下 の部分	年 0.03150%	( 税抜0.030% )

#### 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

#### 借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

#### 信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

### (5) 【課税上の取扱い】

#### 課税対象

- 分配時 : 分配時の「普通分配金」に対して課税されます。  
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時 : 個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。  
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時 : 買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。  
申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

#### 個人の課税の取扱い

- 分配時 : 分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。  
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
- 解約請求・償還・買取請求時 : 解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。  
解約請求、償還および買取請求時の損益については、確定申告を行い、上場株式等の譲渡損益と通算することができます。

#### 税率（個人）

平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%・復興特別所得税0.147%・地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告を行い、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）から上場株式等の譲渡損失を控除することができます。

#### 法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して以下の税率により源泉徴収されます。

益金不算入制度の適用はありません。

#### 税率（法人）

平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%・復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、平成25年12月31日までは軽減税率が適用されます。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

#### 個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

#### 普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p>

投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。



税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。  
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成25年4月30日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	156,717,804,543	100.00
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		7,788,188	0.00
純資産総額		156,710,016,355	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」

(平成25年4月30日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	11,399,715,000	5.17
地方債証券	日本	1,061,147,200	0.48
特殊債券	日本	29,005,291,084	13.17
社債券	日本	176,710,734,788	80.21
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		2,142,549,686	0.97
純資産総額		220,319,437,758	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年4月30日現在)

順位	国名	銘柄名	種類	口数(口)	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド	親投資信託受益証券	138,786,578,590	11,286	156,634,954,609	11,292	156,717,804,543	100.00
投資比率：合計									100.00

(注1)投資有価証券は1銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

(注2)投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

## 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	-	100.00
合計		100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」

(平成25年4月30日現在)

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円)		投資比率(%)
							単価	金額	

1	日本	第11回 三井住友銀行劣後特約付	2.170	2017/12/20	社債券	2,200,000,000	108.60 108.00	2,389,114,200 2,376,022,000	1.08
2	日本	第6回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	1.900	2020/3/2	社債券	2,100,000,000	109.17 108.65	2,292,639,300 2,281,576,500	1.04
3	日本	第69回 三菱商事	1.990	2018/5/22	社債券	2,100,000,000	108.76 107.91	2,283,884,400 2,266,183,500	1.03
4	日本	第7回 三菱UFJリース	1.110	2013/9/4	社債券	2,200,000,000	100.30 100.30	2,206,690,996 2,206,690,996	1.00
5	日本	第46回 住友商事	0.884	2022/12/12	社債券	2,000,000,000	101.17 100.91	2,023,364,000 2,018,178,000	0.92
6	日本	第7回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	2.500	2019/6/3	社債券	1,800,000,000	111.61 111.44	2,008,990,800 2,005,988,400	0.91
7	日本	第63回 電信電話債	0.690	2023/3/20	社債券	2,000,000,000	100.09 99.87	2,001,840,000 1,997,392,000	0.91
8	日本	第31回 京王電鉄	1.199	2021/7/28	社債券	1,900,000,000	105.30 104.71	2,000,734,200 1,989,463,400	0.90
9	日本	第3回 富士フィルムホールディングス	0.882	2022/12/2	社債券	1,900,000,000	101.63 101.44	1,931,027,000 1,927,407,500	0.87
10	日本	第67回 新日本製鐵	1.293	2021/3/19	社債券	1,800,000,000	103.54 103.47	1,863,639,000 1,862,530,200	0.85
11	日本	第6回 凸版印刷	0.932	2023/1/27	社債券	1,800,000,000	101.84 101.57	1,833,123,600 1,828,222,200	0.83
12	日本	第407回 中部電力	3.400	2015/7/24	社債券	1,700,000,000	106.89 106.40	1,817,048,400 1,808,856,100	0.82
13	日本	第56回 利付国債(20年)	2.000	2022/6/20	国債証券	1,500,000,000	113.50 112.76	1,702,440,000 1,691,370,000	0.77
14	日本	第55回 利付国債(20年)	2.000	2022/3/21	国債証券	1,500,000,000	113.34 112.66	1,700,130,000 1,689,960,000	0.77
15	日本	第58回 利付国債(20年)	1.900	2022/9/20	国債証券	1,500,000,000	112.63 112.05	1,689,495,000 1,680,735,000	0.76
16	日本	第15回 K D D I	1.969	2019/5/29	社債券	1,500,000,000	109.84 108.94	1,647,573,000 1,634,076,000	0.74
17	日本	第70回 三菱商事	1.900	2018/7/25	社債券	1,500,000,000	108.53 107.69	1,627,887,000 1,615,302,000	0.73
18	日本	第225回 利付しんきん中金債券	1.300	2013/8/27	特殊債券	1,600,000,000	100.34 100.34	1,605,418,820 1,605,418,820	0.73
19	日本	第16回 豊田通商	1.350	2021/12/8	社債券	1,500,000,000	105.46 104.91	1,581,889,500 1,573,639,500	0.71
20	日本	第367回 東北電力	4.650	2014/2/25	社債券	1,500,000,000	103.32 103.32	1,549,776,448 1,549,776,448	0.70
21	日本	第39回 中日本高速道路債券	1.057	2021/12/20	社債券	1,500,000,000	103.74 103.25	1,556,164,500 1,548,681,000	0.70
22	日本	第24回 三菱マテリアル	0.800	2016/7/22	社債券	1,500,000,000	100.46 100.87	1,506,895,500 1,512,979,500	0.69
23	日本	第20回 双日	0.910	2015/10/26	社債券	1,500,000,000	100.36 100.45	1,505,391,000 1,506,714,000	0.68
24	日本	第1回 住友生命第5回基金流動化特定目的会社	1.120	2018/8/8	社債券	1,500,000,000	100.29 100.04	1,504,330,500 1,500,597,000	0.68
25	日本	第30回 三井不動産	2.055	2017/6/20	社債券	1,400,000,000	107.65 107.01	1,507,137,800 1,498,197,400	0.68

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資比率(%)
							単価	金額	
26	日本	第17回 電源開発	2.070	2016/6/20	社債券	1,400,000,000	105.02 104.75	1,470,231,000 1,466,448,200	0.67
27	日本	第9回 キリンホールディングス	1.239	2021/9/24	社債券	1,400,000,000	105.33 104.66	1,474,551,400 1,465,279,200	0.67

28	日本	第3回 東日本旅客鉄道	3.950	2016/2/25	社債券	1,300,000,000	111.15 110.49	1,444,948,700 1,436,390,800	0.65
29	日本	第306回 中国電力	3.600	2016/10/25	社債券	1,300,000,000	111.13 110.47	1,444,653,600 1,436,125,600	0.65
30	日本	第20回 三井住友銀行劣後特約付	2.210	2019/7/24	社債券	1,300,000,000	110.79 110.24	1,440,253,100 1,433,069,300	0.65
								投資比率：合計	23.79

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
社債券	-	80.21
特殊債券	-	13.17
国債証券	-	5.17
地方債証券	-	0.48
合計		99.03

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

平成25年4月30日現在、同日前1年以内における各月末及び各特定期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額(円)		1万口当たり純資産総額(円)	
第1特定 期末	(平成19年3月20日)	分配付:	66,716,645	分配付:	10,076
		分配落:	66,491,645	分配落:	10,036
第2特定 期末	(平成19年9月20日)	分配付:	31,190,393	分配付:	10,085
		分配落:	30,828,393	分配落:	10,025
第3特定 期末	(平成20年3月21日)	分配付:	11,059,686	分配付:	10,214
		分配落:	10,915,186	分配落:	10,154
第4特定 期末	(平成20年9月22日)	分配付:	5,872,579	分配付:	10,028
		分配落:	5,812,905	分配落:	9,968
第5特定 期末	(平成21年3月23日)	分配付:	7,032,648	分配付:	10,032
		分配落:	6,991,552	分配落:	9,972
第6特定 期末	(平成21年9月24日)	分配付:	19,239,799	分配付:	10,179
		分配落:	19,137,204	分配落:	10,119

		純資産総額(円)		1万口当たり純資産総額(円)	
第7特定 期末	(平成22年3月23日)	分配付:	11,810,159,702	分配付:	10,241
		分配落:	11,782,699,607	分配落:	10,156

第8特定 期末	(平成22年9月21日)	分配付： 分配落：	143,334,750,342 142,591,255,334	分配付： 分配落：	10,313 10,223
第9特定 期末	(平成23年3月22日)	分配付： 分配落：	252,240,579,142 250,313,219,473	分配付： 分配落：	10,159 10,069
第10特定 期末	(平成23年9月20日)	分配付： 分配落：	221,979,244,157 219,908,751,018	分配付： 分配落：	10,162 10,072
第11特定 期末	(平成24年3月21日)	分配付： 分配落：	212,530,623,103 210,552,663,516	分配付： 分配落：	9,992 9,902
第12特定 期末	(平成24年9月20日)	分配付： 分配落：	188,300,488,601 186,518,862,469	分配付： 分配落：	10,016 9,926
第13特定 期末	(平成25年3月21日)	分配付： 分配落：	163,716,615,986 162,129,669,644	分配付： 分配落：	10,019 9,929
	平成24年4月末日		205,818,336,837		9,945
	5月末日		201,847,336,474		9,958
	6月末日		196,537,668,461		9,954
	7月末日		192,890,780,680		9,955
	8月末日		190,562,438,065		9,939
	9月末日		185,746,815,449		9,935
	10月末日		184,123,593,164		9,923
	11月末日		181,354,900,284		9,920
	12月末日		177,170,303,091		9,883
	平成25年1月末日		170,910,994,055		9,896
	2月末日		166,022,912,404		9,917
	3月末日		161,002,453,895		9,930
	平成25年4月30日		156,710,016,355		9,882

(注) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

#### 【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	40円
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	60円
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	60円
第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	60円
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	60円
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	60円
第7 特定期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	85円
第8 特定期	自平成22年3月24日 至平成22年9月21日	90円
第9 特定期	自平成22年9月22日 至平成23年3月22日	90円
第10 特定期	自平成23年3月23日 至平成23年9月20日	90円

第11 特定期	自平成23年9月21日 至平成24年3月21日	90円
第12 特定期	自平成24年3月22日 至平成24年9月20日	90円
第13 特定期	自平成24年9月21日 至平成25年3月21日	90円

## 【収益率の推移】

		収益率
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	0.76%
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	0.49%
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	1.89%
第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	1.24%
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	0.64%
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	2.08%
第7 特定期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	1.21%

		収益率
第8 特定期	自平成22年3月24日 至平成22年9月21日	1.55%
第9 特定期	自平成22年9月22日 至平成23年3月22日	0.63%
第10 特定期	自平成23年3月23日 至平成23年9月20日	0.92%
第11 特定期	自平成23年9月21日 至平成24年3月21日	0.79%
第12 特定期	自平成24年3月22日 至平成24年9月20日	1.15%
第13 特定期	自平成24年9月21日 至平成25年3月21日	0.94%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1特定期間については、前特定期間未分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

$$\text{収益率} = (\text{当特定期間未分配付基準価額} - \text{前特定期間未分配落基準価額}) \div \text{前特定期間未分配落基準価額} \times 100$$

## （4）【設定及び解約の実績】

		設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1 特定期	自平成18年9月29日 至平成19年3月20日	66,250,000	-	66,250,000
第2 特定期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	-	35,500,000	30,750,000
第3 特定期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	-	20,000,000	10,750,000



第4 特定期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	81,522	5,000,000	5,831,522
第5 特定期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	2,694,436	1,514,874	7,011,084
第6 特定期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	17,121,508	5,220,041	18,912,551
第7 特定期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	11,854,039,487	271,807,148	11,601,144,890
第8 特定期	自平成22年3月24日 至平成22年9月21日	144,393,339,699	16,515,478,697	139,479,005,892
第9 特定期	自平成22年9月22日 至平成23年3月22日	154,716,963,423	45,609,672,217	248,586,297,098
第10 特定期	自平成23年3月23日 至平成23年9月20日	41,056,078,004	71,295,018,806	218,347,356,296
第11 特定期	自平成23年9月21日 至平成24年3月21日	42,128,167,737	47,831,180,054	212,644,343,979

		設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第12 特定期	自平成24年3月22日 至平成24年9月20日	31,414,024,484	56,145,953,991	187,912,414,472
第13 特定期	自平成24年9月21日 至平成25年3月21日	18,772,214,583	43,391,066,508	163,293,562,547

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

## 〈参考情報〉

2013年4月末現在

## ●基準価額・純資産の推移



- ・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
- ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## ●基準価額および純資産総額

基準価額	9,882円
純資産総額	1,567億円

## ●分配の推移 1万口当り(税引前)

第75期	2012年12月20日	15円
第76期	2013年1月21日	15円
第77期	2013年2月20日	15円
第78期	2013年3月21日	15円
第79期	2013年4月22日	15円
直近1年間累計		180円
設定来累計		980円

## ●主要な資産の状況(マザーファンド)



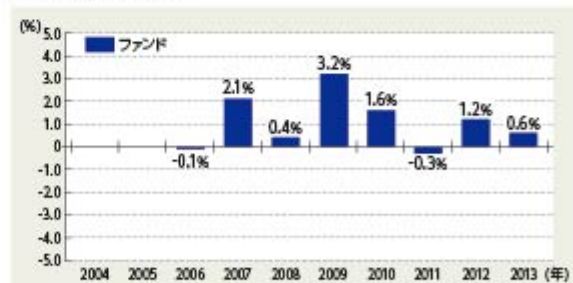
- ・上記グラフはすべて対組入債券評価額比です。
- ・社債には、公社公園債等の一部の特殊債券を含みます。
- ・格付は、R&I, JCR, Moody's, S&Pのうち、上位の格付を採用しております。また、平均格付とは、上記作成基準日時点のマザーファンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、当ファンドの信用格付ではありません。

## ●組入上位銘柄(マザーファンド)

	銘柄	種別	償還日	比率
1	第11回 三井住友銀行劣後特約付	社債	2017年12月20日	1.1%
2	第6回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	社債	2020年3月2日	1.0%
3	第69回 三菱商事	社債	2018年5月22日	1.0%
4	第7回 三菱UFJリース	社債	2013年9月4日	1.0%
5	第46回 住友商事	社債	2022年12月12日	0.9%
6	第7回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	社債	2019年6月3日	0.9%
7	第63回 電信電話債	社債	2023年3月20日	0.9%
8	第31回 京王電鉄	社債	2021年7月28日	0.9%
9	第3回 富士フィルムホールディングス	社債	2022年12月2日	0.9%
10	第67回 新日本製鐵	社債	2021年3月19日	0.9%

- ・比率は対組入債券評価額比です。
- ・社債には、公社公園債等の一部の特殊債券を含みます。

## ●年間収益率の推移



- ・ファンドにはベンチマークはありません。
- ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
- ・2006年はファンド設定時から年末まで、2013年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■ 最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### 申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受け付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた申込みの受け付けを取消することがあります。

#### 取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

#### 申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

#### 申込価額（発行価額）

取得申込受付日の基準価額とします。

#### 販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### 申込手数料

取得申込受付日の基準価額に1.575%（税抜1.5%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

#### その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。

5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

## 2【換金(解約)手続等】

### 換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

### 換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

### 換金単位

1口単位あるいは1万口単位です。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

### 換金価額

#### <解約請求の場合>

解約価額：解約請求受付日の基準価額とします。

#### <買取請求の場合>

買取価額：買取請求受付日の基準価額とします(税法上の一定の要件を満たしている場合)。

それ以外の場合は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

### 信託財産留保額

ありません。

### 支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

### その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506  
 (午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)  
 ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

受益証券をお手許で保有している方は、換金請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額(「純資産総額」といいます)を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます)の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社  
 コールセンター 0120-762-506  
 (午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)  
 ホームページ <http://www.nam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限です。

#### (4)【計算期間】

毎月21日から翌月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

## （５）【その他】

### 繰上償還

- 1．委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
  - ・信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき
  - ・信託契約の一部を解約することにより、または当ファンドの主要投資対象であるニッセイ日本インカムオープンマザーファンドに投資する他のベビーファンドの解約により当該マザーファンドの受益権の総口数が100億口を下回ることとなったとき
  - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
  - ・やむを得ない事情が発生したとき
- 2．委託会社は、前記1．により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3．前記2．の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
- 4．前記3．の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1．の信託契約の解約をしません。
- 5．委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．前記3．から5．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3．の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
- 7．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
- 8．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4 . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- 9．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 10．償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

### 約款の変更

- 1．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2．委託会社は、前記1．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。



3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1.から5.の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「繰上償還3.」または「約款の変更3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

#### 公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<http://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの3月および9月の計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱いに関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までに販売会社におい

て支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月(特定期間)ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13特定期間(平成24年9月21日から平成25年3月21日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ニッセイ日本インカムオープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12特定期間 (平成24年9月20日現在)	第13特定期間 (平成25年3月21日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	56,784,807	45,316,097
親投資信託受益証券	186,519,936,537	162,132,658,863
未収入金	1,684,751,995	1,305,098,352
流動資産合計	188,261,473,339	163,483,073,312
<b>資産合計</b>		
	188,261,473,339	163,483,073,312
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	281,868,621	244,940,343
未払解約金	1,387,643,063	1,048,988,723
未払受託者報酬	5,073,543	4,127,571
未払委託者報酬	67,647,293	55,034,334
その他未払費用	378,350	312,697
流動負債合計	1,742,610,870	1,353,403,668
<b>負債合計</b>		
	1,742,610,870	1,353,403,668
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	187,912,414,472	163,293,562,547
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,393,552,003	1,163,892,903
純資産合計	186,518,862,469	162,129,669,644
<b>負債純資産合計</b>	188,261,473,339	163,483,073,312

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第12特定期間 (自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)	第13特定期間 (自平成24年9月21日 至平成25年3月21日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	8,387	6,625
有価証券売買等損益	2,799,004,744	1,991,256,103
営業収益合計	2,799,013,131	1,991,262,728
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	31,435,436	27,801,804
委託者報酬	419,139,646	370,691,255
その他費用	2,332,498	2,088,962
営業費用合計	452,907,580	400,582,021
営業利益又は営業損失( )	2,346,105,551	1,590,680,707
経常利益又は経常損失( )	2,346,105,551	1,590,680,707
当期純利益又は当期純損失( )	2,346,105,551	1,590,680,707
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	70,611,764	32,940,438
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,091,680,463	1,393,552,003
剰余金増加額又は欠損金減少額	377,542,698	419,084,044
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	377,542,698	419,084,044
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	173,281,893	160,218,871
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	173,281,893	160,218,871
分配金	1,781,626,132	1,586,946,342
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,393,552,003	1,163,892,903

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、特定期間末日の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間及び特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎月21日から翌月20日まで、又特定期間は原則として、毎年3月21日から9月20日まで及び9月21日から翌年3月20日までとしておりますが、当特定期間末日が休業日のため、平成24年9月21日から平成25年3月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12特定期間 (平成24年9月20日現在)	第13特定期間 (平成25年3月21日現在)
1. 当該特定期間の末日における受益権総数	187,912,414,472口	163,293,562,547口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	1,393,552,003円	1,163,892,903円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9926円 (9,926円)	0.9929円 (9,929円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12特定期間 (自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)	第13特定期間 (自平成24年9月21日 至平成25年3月21日)
<p>分配金の計算過程 第67期(自平成24年3月22日 至平成24年4月20日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(240,130,454円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額261,838,876円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(7,638,686,892円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は7,878,817,346円(1口当たり0.038086円)であり、うち310,302,221円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。</p>	<p>分配金の計算過程 第73期(自平成24年9月21日 至平成24年10月22日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(178,293,364円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額252,150,479円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,454,192,991円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は6,632,486,355円(1口当たり0.035631円)であり、うち279,219,295円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。</p>

第68期(自平成24年4月21日 至平成24年5月21日)  
 計算期間末における費用控除後の配当等収益  
 (240,770,560円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額273,172,531円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(7,498,449,597円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は7,739,220,157円(1口当たり0.037778円)であり、うち307,287,279円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第69期(自平成24年5月22日 至平成24年6月20日)  
 計算期間末における費用控除後の配当等収益  
 (225,962,491円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額258,145,450円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(7,246,703,542円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は7,472,666,033円(1口当たり0.037422円)であり、うち299,533,085円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第74期(自平成24年10月23日 至平成24年11月20日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益  
 (159,411,701円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額225,607,371円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,265,013,113円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は6,424,424,814円(1口当たり0.035007円)であり、うち275,276,139円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第75期(自平成24年11月21日 至平成24年12月20日)

計算期間末における費用控除後の配当等収益  
 (162,610,544円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額229,963,660円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,038,954,310円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は6,201,564,854円(1口当たり0.034420円)であり、うち270,262,642円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第12特定期間  
 (自平成24年3月22日  
 至平成24年9月20日)

第70期(自平成24年6月21日 至平成24年7月20日)  
 計算期間末における費用控除後の配当等収益  
 (223,168,707円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額252,012,353円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(7,019,698,346円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は7,242,867,053円(1口当たり0.037076円)であり、うち293,028,025円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第71期(自平成24年7月21日 至平成24年8月20日)  
 計算期間末における費用控除後の配当等収益  
 (180,930,640円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額255,329,746円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,870,945,530円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は7,051,876,170円(1口当たり0.036525円)であり、うち289,606,901円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第13特定期間  
 (自平成24年9月21日  
 至平成25年3月21日)

第76期(自平成24年12月21日 至平成25年1月21日)  
 計算期間末における費用控除後の配当等収益  
 (199,069,304円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額240,928,389円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,776,579,996円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は5,975,649,300円(1口当たり0.034061円)であり、うち263,162,735円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第77期(自平成25年1月22日 至平成25年2月20日)  
 計算期間末における費用控除後の配当等収益  
 (155,555,250円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額219,052,394円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,516,559,691円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は5,672,114,941円(1口当たり0.033486円)であり、うち254,085,188円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第72期(自平成24年8月21日 至平成24年9月20日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(211,619,669円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額246,932,441円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,583,607,563円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は6,795,227,232円(1口当たり0.036162円)であり、うち281,868,621円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

第78期(自平成25年2月21日 至平成25年3月21日) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(195,664,217円)(親投資信託の信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドに帰属すべき金額208,254,065円を含みます。)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(5,224,034,999円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は5,419,699,216円(1口当たり0.033190円)であり、うち244,940,343円(1口当たり0.0015円)を分配金額としております。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

第12特定期間 (自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)	第13特定期間 (自平成24年9月21日 至平成25年3月21日)
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12特定期間 (平成24年9月20日現在)	第13特定期間 (平成25年3月21日現在)



1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>1. 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>

## (関連当事者との取引に関する注記)

第12特定期間 (自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)	第13特定期間 (自平成24年9月21日 至平成25年3月21日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1 開示対象ファンドの特定期間における元本額の変動

項目	第12特定期間 (平成24年9月20日現在)	第13特定期間 (平成25年3月21日現在)
期首元本額	212,644,343,979円	187,912,414,472円
期中追加設定元本額	31,414,024,484円	18,772,214,583円
期中一部解約元本額	56,145,953,991円	43,391,066,508円

## 2 有価証券関係

## 第12特定期間(平成24年9月20日現在)

## 売買目的有価証券

種類	最終の計算期間(自平成24年8月21日 至平成24年9月20日)の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	508,537,718
合計	508,537,718

## 第13特定期間(平成25年3月21日現在)

## 売買目的有価証券

種類	最終の計算期間(自平成25年2月21日 至平成25年3月21日)の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	980,872,060
合計	980,872,060

## 3 デリバティブ取引関係

## 第12特定期間(平成24年9月20日現在)

該当事項はありません。

第13特定期間（平成25年3月21日現在）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド	143,201,429,839	162,132,658,863	
合計		143,201,429,839	162,132,658,863	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ 商品明細表

該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８ 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

開示対象ファンド（ニッセイ日本インカムオープン）は、「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの特定期間末日（以下、「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ日本インカムオープンマザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成24年9月20日現在）	（平成25年3月21日現在）
--	----------------	----------------

資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,265,686,803	2,006,965,872
国債証券	21,715,782,767	21,107,533,000
地方債証券	3,717,104,679	1,394,420,600
特殊債券	41,837,026,019	31,946,710,106
社債券	190,277,313,818	179,957,417,521
未収入金	619,014,000	3,091,863,000
未収利息	868,627,096	808,261,042
前払費用	19,143,630	17,124,185
流動資産合計	262,319,698,812	240,330,295,326
資産合計	262,319,698,812	240,330,295,326
負債の部		
流動負債		
未払金	206,268,000	1,891,062,000
未払解約金	1,686,976,593	1,307,335,284
流動負債合計	1,893,244,593	3,198,397,284
負債合計	1,893,244,593	3,198,397,284
純資産の部		
元本等		
元本	232,716,434,720	209,442,268,602
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	27,710,019,499	27,689,629,440
純資産合計	260,426,454,219	237,131,898,042
負債純資産合計	262,319,698,812	240,330,295,326

## ( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>( 1 ) 国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p> <p>( 2 ) 地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>
-----------------	---

## ( 貸借対照表に関する注記 )

項目	( 平成24年9月20日現在 )	( 平成25年3月21日現在 )
1 . 計算日における受益権総数	232,716,434,720口	209,442,268,602口
2 . 1口当たり純資産額 ( 1万口当たり純資産額 )	1.1191円 ( 11,191円 )	1.1322円 ( 11,322円 )

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

(自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)	(自平成24年9月21日 至平成25年3月21日)
<p>1. 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成24年9月20日現在)	(平成25年3月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 時価の算定方法	1. 国債証券・地方債証券・特殊証券・社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	1. 国債証券・地方債証券・特殊証券・社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
------------	---	---

## (関連当事者との取引に関する注記)

(自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)	(自平成24年9月21日 至平成25年3月21日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1 開示対象ファンドの特定期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成24年9月20日現在)	(平成25年3月21日現在)
同特定期間の期首元本額	228,528,009,831円	232,716,434,720円
同特定期間中の追加設定元本額	57,303,188,666円	18,595,323,759円
同特定期間中の一部解約元本額	53,114,763,777円	41,869,489,877円
同特定期間末日の元本額	232,716,434,720円	209,442,268,602円
上記元本額の内訳		
ニッセイ日本インカムオープン	166,669,588,542円	143,201,429,839円
ニッセイ日本インカムファンド	51,693,224,826円	51,894,976,235円
ニッセイ国内公社債ラダー(10年)DB(適格機関投資家限定)	14,285,283,806円	14,230,046,040円
ニッセイ日本債券ファンド(毎月決算型)	68,337,546円	115,816,488円
合計	232,716,434,720円	209,442,268,602円

## 2 有価証券関係

(平成24年9月20日現在)

## 売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	102,648,000
地方債証券	48,321,900
特殊証券	351,107,720
社債券	1,021,886,720
合計	1,523,964,340

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成24年3月22日)から計算日までの期間に対応するものであります。

(平成25年3月21日現在)

## 売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	247,308,000
地方債証券	14,821,500
特殊債券	252,491,990
社債券	840,520,310
合計	1,355,141,800

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成24年9月21日)から計算日までの期間に対応するものであります。

### 3 デリバティブ取引関係

(平成24年9月20日現在)

該当事項はありません。

(平成25年3月21日現在)

該当事項はありません。

### (3) 附属明細表(平成25年3月21日現在)

#### 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

#### 株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第263回 利付国債(10年)	1.600	2014/9/20	600,000,000	613,938,000	
	第265回 利付国債(10年)	1.500	2014/12/20	400,000,000	410,152,000	
	第268回 利付国債(10年)	1.500	2015/3/20	500,000,000	514,485,000	
	第270回 利付国債(10年)	1.300	2015/6/20	700,000,000	719,719,000	
	第281回 利付国債(10年)	2.000	2016/6/20	500,000,000	531,435,000	
	第285回 利付国債(10年)	1.700	2017/3/20	400,000,000	425,580,000	
	第288回 利付国債(10年)	1.700	2017/9/20	800,000,000	857,024,000	
	第292回 利付国債(10年)	1.700	2018/3/20	400,000,000	431,536,000	
	第299回 利付国債(10年)	1.300	2019/3/20	600,000,000	640,554,000	
	第300回 利付国債(10年)	1.500	2019/3/20	1,100,000,000	1,187,395,000	
	第312回 利付国債(10年)	1.200	2020/12/20	300,000,000	319,455,000	
	第315回 利付国債(10年)	1.200	2021/6/20	900,000,000	957,798,000	
	第319回 利付国債(10年)	1.100	2021/12/20	900,000,000	949,185,000	
	第321回 利付国債(10年)	1.000	2022/3/20	1,400,000,000	1,463,336,000	
	第323回 利付国債(10年)	0.900	2022/6/20	500,000,000	517,660,000	
	第325回 利付国債(10年)	0.800	2022/9/20	1,800,000,000	1,843,902,000	
	第326回 利付国債(10年)	0.700	2022/12/20	300,000,000	304,017,000	
	第55回 利付国債(20年)	2.000	2022/3/21	1,500,000,000	1,700,130,000	
	第56回 利付国債(20年)	2.000	2022/6/20	1,500,000,000	1,702,440,000	
	第58回 利付国債(20年)	1.900	2022/9/20	1,500,000,000	1,689,495,000	
	第59回 利付国債(20年)	1.700	2022/12/20	1,500,000,000	1,663,305,000	
第61回 利付国債(20年)	1.000	2023/3/20	1,600,000,000	1,664,992,000		
国債証券 計				19,700,000,000	21,107,533,000	

地方債 証券	平成21年度第7回 静岡県公募 公債	1.540	2019/11/25	200,000,000	216,922,400	
	平成22年度第6回 静岡県公募 公債	1.178	2020/7/22	200,000,000	212,190,400	
	平成22年度第6回 愛知県公募 公債	1.178	2020/7/30	200,000,000	212,160,400	
	平成22年度第7回 愛知県公募 公債	1.083	2020/8/27	100,000,000	105,375,400	
	第465回 名古屋市公募公債	1.570	2018/12/20	200,000,000	215,847,600	
	第469回 名古屋市公募公債	1.340	2019/12/20	100,000,000	107,172,000	
	平成20年度第3回 横浜市公募 公債	1.560	2018/9/7	100,000,000	107,540,800	
	平成20年度第4回 横浜市公募 公債	1.710	2018/11/16	200,000,000	217,211,600	
	地方債証券 計				1,300,000,000	1,394,420,600

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-----------	-----	---------	--------	----

特殊 債券	第11回 日本政策投資銀行債券	1.830	2018/9/20	100,000,000	108,656,700	
	第20回 日本政策投資銀行債券	1.700	2020/9/18	300,000,000	328,105,800	
	第49回 日本政策投資銀行債券	2.130	2020/6/22	1,000,000,000	1,123,941,000	
	第42回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.630	2018/12/20	800,000,000	862,783,200	
	第44回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.620	2018/12/20	300,000,000	323,355,300	
	第71回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.170	2021/6/18	300,000,000	315,714,000	
	第73回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.140	2021/6/18	1,100,000,000	1,154,915,300	
	第76回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.080	2021/9/17	600,000,000	626,850,600	
	第7回 道路債券	2.700	2022/6/20	800,000,000	949,180,800	
	第1回 地方公営企業等金融機構債券	1.770	2018/9/25	700,000,000	760,870,600	
	第2回 地方公共団体金融機構債券	1.406	2019/7/26	200,000,000	214,553,000	
	第4回 地方公共団体金融機構債券	1.457	2019/9/27	600,000,000	646,476,600	
	第14回 地方公共団体金融機構債券	1.174	2020/7/28	800,000,000	847,834,400	
	第15回 地方公共団体金融機構債券	1.093	2020/8/28	100,000,000	105,357,400	
	第16回 地方公共団体金融機構債券	1.164	2020/9/28	1,100,000,000	1,164,584,300	
	第19回 地方公共団体金融機構債券	1.274	2020/12/28	1,000,000,000	1,066,559,000	
	第23回 地方公共団体金融機構債券	1.418	2021/4/28	100,000,000	107,727,900	
	第35回 地方公共団体金融機構債券	1.006	2022/4/28	500,000,000	520,245,500	
	第25回 日本政策金融公庫債券	0.997	2022/5/10	300,000,000	310,499,400	
	第32回 中小企業債券	1.510	2013/6/20	200,000,000	200,647,356	
	第16回 国際協力銀行債券	2.070	2019/9/20	1,000,000,000	1,113,440,000	
	第19回 国際協力銀行債券	1.670	2020/3/19	300,000,000	327,147,900	
	第37回 都市再生債券	0.300	2013/6/20	200,000,000	200,019,868	
	第7回 都市基盤整備債券	0.990	2013/6/20	200,000,000	200,368,144	
	第23回 関西国際空港社債	0.400	2013/6/20	100,000,000	100,022,748	
	第23回 福祉医療機構債券	1.361	2020/6/19	700,000,000	748,211,800	
	第31回 福祉医療機構債券	0.930	2022/6/20	500,000,000	513,406,000	
	第5回 新東京国際空港債券	1.790	2013/11/21	100,000,000	100,987,700	
	第12回 沖縄振興開発金融公庫債券	1.660	2018/12/20	100,000,000	108,073,100	
	第14回 沖縄振興開発金融公庫債券	1.500	2019/9/20	1,200,000,000	1,292,074,800	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-----------	-----	---------	--------	----



特殊 債券	第15回 沖縄振興開発金融公庫債券	1.303	2020/6/19	1,100,000,000	1,172,172,100	
	第17回 沖縄振興開発金融公庫債券	1.208	2021/6/18	900,000,000	950,600,700	
	第6回 中日本高速道路債券	1.730	2018/12/20	300,000,000	324,527,100	
	第84回 名古屋高速道路債券	1.460	2014/12/19	300,000,000	306,642,900	
	第21回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.860	2018/9/20	500,000,000	544,364,500	
	第24回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	0.940	2013/6/20	200,000,000	200,363,266	
	第25回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.670	2019/3/20	830,000,000	899,363,100	
	第33回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.064	2020/6/19	300,000,000	314,535,600	
	第37回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.350	2020/12/18	200,000,000	213,694,000	
	第39回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.219	2021/3/19	400,000,000	422,996,000	
	第41回 鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	1.140	2021/6/18	200,000,000	210,151,000	
	第94回い号 名古屋高速道路債券	1.710	2018/3/19	500,000,000	536,401,500	
	い第694号 利付商工債券	1.150	2013/3/27	300,000,000	300,043,737	
	い第695号 利付商工債券	1.200	2013/4/26	600,000,000	600,553,173	
	い第696号 利付商工債券	1.400	2013/5/27	240,000,000	240,504,126	
	い第694号 利付農林債券	1.150	2013/3/27	100,000,000	100,013,744	
	い第695号 利付農林債券	1.150	2013/4/26	400,000,000	400,330,263	
	い第696号 利付農林債券	1.400	2013/5/27	500,000,000	501,004,985	
	い第698号 利付農林債券	1.500	2013/7/26	110,000,000	110,458,436	
	い第699号 利付農林債券	1.350	2013/8/27	200,000,000	200,904,472	
	い第700号 利付農林債券	1.400	2013/9/27	500,000,000	502,844,125	
	い第701号 利付農林債券	1.450	2013/10/25	200,000,000	201,364,780	
	い第702号 利付農林債券	1.550	2013/11/27	500,000,000	504,820,472	
	い第703号 利付農林債券	1.500	2013/12/27	200,000,000	202,050,536	
	い第704号 利付農林債券	1.300	2014/1/27	100,000,000	100,973,760	
	い第707号 利付農林債券	1.350	2014/4/25	100,000,000	101,373,900	
	い第708号 利付農林債券	1.150	2014/5/27	200,000,000	202,350,800	
	い第710号 利付農林債券	1.000	2014/7/25	600,000,000	606,756,600	
	第221回 利付しんきん中金債券	1.150	2013/4/26	100,000,000	100,087,533	
	第224回 利付しんきん中金債券	1.450	2013/7/26	100,000,000	100,416,598	
	第225回 利付しんきん中金債券	1.300	2013/8/27	1,600,000,000	1,607,240,020	
	第226回 利付しんきん中金債券	1.350	2013/9/27	200,000,000	201,137,200	
	第228回 利付しんきん中金債券	1.450	2013/11/27	700,000,000	706,316,590	
第229回 利付しんきん中金債券	1.400	2013/12/27	1,200,000,000	1,211,567,592		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
特殊 債券	第232回 利付しんきん中金債券	1.350	2014/3/27	400,000,000	405,134,400	
	第127号 利付商工債券	0.300	2013/8/27	200,000,000	200,040,282	
	特殊債券 計			30,380,000,000	31,946,710,106	

社債券	第322回 東京地下鉄	3.650	2015/6/29	200,000,000	215,883,200	
	第323回 東京地下鉄	3.900	2016/3/29	1,000,000,000	1,112,897,000	
	第324回 東京地下鉄	3.400	2017/2/7	600,000,000	674,197,200	
	第325回 東京地下鉄	3.050	2017/9/29	100,000,000	112,682,300	
	第330回 東京地下鉄	2.780	2019/9/30	200,000,000	231,530,800	
	第334回 東京地下鉄	2.500	2020/6/30	900,000,000	1,034,122,500	
	第337回 東京地下鉄	2.230	2021/3/19	300,000,000	340,270,800	
	第400回 中部電力	4.800	2014/4/25	100,000,000	104,757,400	
	第405回 中部電力	4.150	2015/4/24	750,000,000	807,911,250	
	第406回 中部電力	3.750	2015/6/25	400,000,000	429,772,800	
	第407回 中部電力	3.400	2015/7/24	1,700,000,000	1,817,048,400	
	第408回 中部電力	3.700	2015/12/25	1,000,000,000	1,089,452,000	
	第409回 中部電力	3.900	2016/6/24	300,000,000	333,323,400	
	第466回 中部電力	1.610	2014/9/25	100,000,000	101,763,900	
	第473回 中部電力	1.550	2015/12/25	100,000,000	103,045,600	
	第474回 中部電力	1.690	2016/3/25	200,000,000	207,446,200	
	第298回 中国電力	4.100	2015/5/25	500,000,000	539,608,500	
	第306回 中国電力	3.600	2016/10/25	1,300,000,000	1,444,653,600	
	第245回 北陸電力	3.800	2015/6/25	340,000,000	365,679,520	
	第248回 北陸電力	3.950	2016/5/25	500,000,000	555,049,500	
	第283回 北陸電力	2.110	2016/8/25	100,000,000	105,577,500	
	第367回 東北電力	4.650	2014/2/25	1,500,000,000	1,556,391,168	
	第368回 東北電力	4.800	2014/4/25	500,000,000	522,937,000	
	第372回 東北電力	4.950	2015/1/23	100,000,000	107,978,200	
	第375回 東北電力	3.700	2015/6/25	810,000,000	866,488,590	
	第451回 東北電力	0.685	2014/10/24	500,000,000	500,702,500	
	第229回 四国電力	3.650	2016/10/25	200,000,000	222,608,400	
	第329回 九州電力	4.100	2015/4/24	200,000,000	214,785,400	
	第331回 九州電力	3.650	2015/6/25	300,000,000	320,952,000	
	第387回 九州電力	1.690	2016/3/25	500,000,000	517,078,500	
	第419回 九州電力	0.650	2016/2/25	1,000,000,000	1,003,119,000	
	第254回 北海道電力	4.100	2015/5/25	100,000,000	107,582,700	
	第256回 北海道電力	3.700	2016/2/25	100,000,000	109,023,600	
	第257回 北海道電力	3.850	2016/4/25	100,000,000	109,958,600	
	第258回 北海道電力	3.950	2016/6/24	100,000,000	110,755,900	
	第282回 北海道電力	1.440	2013/12/25	1,000,000,000	1,008,170,775	
	第39回 中日本高速道路債券	1.057	2021/12/20	1,500,000,000	1,556,164,500	
	第18回 大林組	0.588	2017/5/9	900,000,000	909,618,300	
	第15回 清水建設	1.180	2017/12/1	800,000,000	831,539,200	
	第16回 清水建設	1.040	2017/2/2	1,200,000,000	1,233,792,000	
第18回 清水建設	0.947	2019/3/6	900,000,000	928,895,400		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-----------	-----	---------	--------	----

社債券	第40回 鹿島建設	0.890	2017/9/25	1,200,000,000	1,215,243,600	
	第4回 キリンホールディングス	1.860	2020/3/19	500,000,000	549,632,500	
	第7回 キリンホールディングス	1.639	2019/11/5	1,100,000,000	1,190,874,300	
	第9回 キリンホールディングス	1.239	2021/9/24	1,400,000,000	1,474,551,400	
	第3回 キリンホールディングス	1.690	2018/3/19	400,000,000	428,308,000	
	第5回 日清オイリオグループ	1.810	2014/9/12	400,000,000	409,807,600	
	第19回 双日	1.030	2013/5/31	100,000,000	100,122,426	
	第20回 双日	0.910	2015/10/26	1,500,000,000	1,505,391,000	
	第24回 双日	0.720	2015/3/2	300,000,000	300,270,900	
	第6回 キッコーマン	1.880	2017/11/17	300,000,000	322,466,700	
	第7回 キッコーマン	1.312	2021/12/15	1,100,000,000	1,163,666,900	
	第20回 味の素	1.890	2020/9/17	1,300,000,000	1,434,707,300	
	第8回 日本たばこ産業	1.300	2020/12/9	200,000,000	211,964,600	
	第2回 三越伊勢丹ホールディングス	0.970	2015/9/2	300,000,000	305,063,400	
	第28回 東レ	0.925	2022/7/20	900,000,000	914,597,100	
	第8回 旭化成	1.455	2019/12/11	500,000,000	535,796,000	
	第28回 住友化学	1.610	2014/11/5	100,000,000	102,254,000	
	第32回 住友化学	1.630	2015/12/4	400,000,000	414,852,400	
	第42回 住友化学	0.900	2014/10/20	300,000,000	303,233,400	
	第29回 三菱化学	1.900	2014/4/22	200,000,000	203,683,400	
	第16回 電気化学工業	0.900	2014/12/15	600,000,000	606,943,800	
	第8回 ダイセル化学工業	1.690	2019/12/10	300,000,000	323,145,600	
	第13回 武田薬品	0.549	2018/3/22	500,000,000	507,058,500	
	第4回 テルモ	0.504	2017/3/2	600,000,000	605,934,000	
	第9回 オリエンタルランド	1.700	2018/1/31	400,000,000	427,972,400	
	第3回 富士フィルムホールディングス	0.882	2022/12/2	1,900,000,000	1,931,027,000	
	第2回 コニカミノルタホールディングス	0.956	2017/12/1	400,000,000	411,776,000	
	第4回 コニカミノルタホールディングス	0.902	2018/11/30	200,000,000	205,510,000	
	第24回 新日本石油	1.530	2015/6/12	200,000,000	205,866,600	
	第3回 新日鉱ホールディングス	2.320	2018/6/15	400,000,000	439,706,800	
	第2回 J Xホールディングス	1.066	2017/12/15	200,000,000	206,307,400	
	第29回 新日本製鐵	3.300	2017/3/17	500,000,000	556,430,000	
	第54回 新日本製鐵	1.180	2013/12/20	100,000,000	100,655,628	
	第55回 新日本製鐵	1.660	2017/12/20	700,000,000	738,022,600	
第58回 新日本製鐵	1.714	2018/6/20	500,000,000	530,587,000		
第61回 新日本製鐵	1.891	2018/9/20	100,000,000	107,275,200		
第65回 新日本製鐵	1.076	2020/6/19	300,000,000	307,205,100		
第67回 新日本製鐵	1.293	2021/3/19	1,800,000,000	1,863,639,000		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
----	----	--------	-----	----------	---------	----

社債券	第70回 新日本製鐵	0.951	2022/6/20	1,000,000,000	998,862,000	
	第60回 住友金属工業	1.118	2015/7/24	200,000,000	203,772,200	
	第67回 住友金属工業	0.480	2016/10/20	200,000,000	200,522,600	
	第11回 ジェイ エフ イー ホールディングス	1.278	2013/9/10	100,000,000	100,435,420	
	第16回 ジェイ エフ イー ホールディングス	0.858	2017/5/26	100,000,000	101,441,100	
	第17回 ジェイ エフ イー ホールディングス	1.326	2021/6/8	400,000,000	413,207,200	
	第9回 大同特殊鋼	1.080	2015/12/18	1,300,000,000	1,326,596,700	
	第23回 三菱マテリアル	1.610	2015/2/4	600,000,000	612,211,800	
	第24回 三菱マテリアル	0.800	2016/7/22	1,500,000,000	1,506,895,500	
	第27回 三菱マテリアル	0.570	2015/5/28	500,000,000	500,259,000	
	第16回 豊田自動織機	1.950	2016/9/20	200,000,000	212,502,000	
	第17回 豊田自動織機	1.720	2018/9/20	200,000,000	216,224,400	
	第18回 豊田自動織機	2.109	2019/3/20	200,000,000	221,952,600	
	第14回 日立製作所	1.560	2015/8/18	100,000,000	103,342,500	
	第19回 三菱重工業	2.040	2016/9/7	600,000,000	636,711,600	
	第24回 三菱重工業	1.482	2019/12/9	1,100,000,000	1,176,300,400	
	第1回 明治安田生命2011基金 特定目的会社	1.050	2016/8/5	300,000,000	303,607,200	
	第1回B号 明治安田生命2012 基金特定目的会社	0.850	2017/8/9	800,000,000	802,793,600	
	第1回 住友生命第5回基金流 動化特定目的会社	1.120	2018/8/8	1,500,000,000	1,504,330,500	
	第47回 日産自動車	1.950	2014/6/20	200,000,000	204,382,000	
	第49回 日産自動車	1.931	2014/9/19	500,000,000	512,954,500	
	第8回 トヨタ自動車	2.010	2018/12/20	700,000,000	768,275,900	
	第1回 トヨタ自動車	3.000	2018/2/19	100,000,000	113,361,900	
	第25回 マツダ	1.730	2013/6/17	1,200,000,000	1,203,540,864	
	第8回 リコー	2.075	2019/3/4	100,000,000	110,332,800	
	第5回 凸版印刷	1.397	2020/12/16	800,000,000	853,712,000	
	第6回 凸版印刷	0.932	2023/1/27	1,800,000,000	1,833,123,600	
	第72回 丸紅	1.460	2015/10/21	100,000,000	102,794,900	
	第4回 長瀬産業	0.753	2019/6/13	600,000,000	609,521,400	
	第3回 長瀬産業	0.442	2017/6/13	400,000,000	401,483,600	
	第16回 豊田通商	1.350	2021/12/8	1,500,000,000	1,581,889,500	
	第59回 三井物産	2.110	2019/3/20	100,000,000	110,538,100	
	第33回 住友商事	1.910	2016/9/12	400,000,000	423,365,600	
	第46回 住友商事	0.884	2022/12/12	2,000,000,000	2,023,364,000	
	第68回 三菱商事	1.740	2017/12/20	200,000,000	213,840,200	
第69回 三菱商事	1.990	2018/5/22	2,100,000,000	2,283,884,400		
第70回 三菱商事	1.900	2018/7/25	1,500,000,000	1,627,887,000		
第76回 三菱商事	1.303	2021/5/24	300,000,000	317,001,300		
第22回 阪和興業	0.560	2014/9/16	100,000,000	100,250,400		
第23回 阪和興業	0.540	2015/6/15	400,000,000	400,885,200		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-----------	-----	---------	--------	----

社債券	第8回 りそなホールディングス	1.700	2013/6/20	100,000,000	100,308,714	
	第1回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	2.100	2014/2/12	300,000,000	304,983,096	
	第2回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	2.180	2014/8/5	400,000,000	410,642,800	
	第3回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	2.260	2018/3/2	300,000,000	325,557,300	
	第7回 みずほコーポレート銀行劣後特約付	2.500	2019/6/3	1,800,000,000	2,008,990,800	
	第4回 三菱東京UFJ銀行劣後特約付	1.130	2013/5/22	400,000,000	400,454,913	
	第6回 三菱東京UFJ銀行劣後特約付	1.730	2014/12/22	700,000,000	718,503,100	
	第7回 三菱東京UFJ銀行劣後特約付	2.110	2019/12/20	500,000,000	553,110,000	
	第8回 三菱東京UFJ銀行劣後特約付	1.640	2015/7/22	600,000,000	619,823,400	
	第12回 三菱東京UFJ銀行劣後特約付	2.160	2017/7/28	500,000,000	539,315,500	
	第28回 三菱東京UFJ銀行劣後特約付	1.560	2021/1/20	400,000,000	427,988,000	
	第32回 三菱東京UFJ銀行劣後特約付	1.620	2021/6/9	200,000,000	214,873,200	
	第8回 りそな銀行劣後特約付	1.878	2021/6/1	1,200,000,000	1,296,879,600	
	第11回 りそな銀行劣後特約付	1.780	2022/3/15	800,000,000	857,942,400	
	第1回 りそな銀行劣後特約付	2.120	2014/9/24	1,000,000,000	1,026,812,000	
	第2回 りそな銀行劣後特約付	2.020	2015/12/18	500,000,000	522,207,000	
	第4回 りそな銀行劣後特約付	2.766	2019/6/20	300,000,000	338,895,300	
	第6回 りそな銀行劣後特約付	2.084	2020/3/4	1,100,000,000	1,202,939,100	
	第3回2号 三菱東京UFJ銀行劣後特約付	1.300	2013/6/26	200,000,000	200,445,544	
	第6回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	1.900	2020/3/2	2,100,000,000	2,292,639,300	
	第7回 三菱UFJ信託銀行劣後特約付	1.590	2020/6/8	800,000,000	856,874,400	
	第2回 三菱信託銀行劣後特約付	1.950	2014/6/17	400,000,000	408,564,800	
	第3回 住友信託銀行劣後特約付	1.940	2014/4/28	200,000,000	203,842,800	
	第5回 住友信託銀行劣後特約付	2.250	2016/4/27	1,300,000,000	1,378,954,200	
	第7回 住友信託銀行劣後特約付	1.950	2017/5/10	1,300,000,000	1,382,621,500	
	第15回 住友信託銀行劣後特約付	1.620	2022/3/22	800,000,000	851,870,400	
	第1回 住友信託銀行劣後特約付	1.370	2013/5/22	400,000,000	400,583,776	
	第1回 三井住友信託銀行劣後特約付	1.389	2022/9/20	1,300,000,000	1,355,428,100	

種類	銘柄	利率(%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-------	-----	---------	--------	----

社債券	第2回 住友信託銀行劣後特約付	1.980	2014/2/12	300,000,000	304,797,075	
	第1回 みずほ信託銀行劣後特約付	1.910	2015/12/21	200,000,000	208,867,400	
	第3回 中央三井信託銀行劣後特約付	2.030	2015/1/28	1,100,000,000	1,135,761,000	
	第7回 三井住友銀行劣後特約付	2.010	2014/2/5	800,000,000	812,547,328	
	第8回 三井住友銀行劣後特約付	1.950	2014/10/22	400,000,000	410,964,000	
	第9回 三井住友銀行劣後特約付	1.750	2015/8/17	300,000,000	310,987,800	
	第10回 三井住友銀行劣後特約付	2.110	2017/2/16	100,000,000	106,952,900	
	第11回 三井住友銀行劣後特約付	2.170	2017/12/20	2,200,000,000	2,389,114,200	
	第20回 三井住友銀行劣後特約付	2.210	2019/7/24	1,300,000,000	1,440,253,100	
	第22回 三井住友銀行劣後特約付	1.430	2020/9/28	1,100,000,000	1,166,871,200	
	第23回 三井住友銀行劣後特約付	1.610	2020/12/17	600,000,000	644,397,600	
	第1回 みずほ銀行劣後特約付	1.700	2015/2/3	300,000,000	307,872,300	
	第2回 みずほ銀行劣後特約付	1.670	2015/8/7	800,000,000	826,104,000	
	第4回 みずほ銀行劣後特約付	1.810	2016/1/29	600,000,000	625,037,400	
	第6回 みずほ銀行劣後特約付	2.250	2016/11/4	500,000,000	533,659,000	
	第8回 みずほ銀行劣後特約付	1.990	2017/4/27	300,000,000	318,797,400	
	第10回 みずほ銀行劣後特約付	2.060	2018/1/26	300,000,000	322,491,900	
	第19回 みずほ銀行劣後特約付	1.670	2022/2/24	1,000,000,000	1,067,397,000	
	第13回 日産フィナンシャルサービス	0.477	2013/9/20	700,000,000	700,615,916	
	第14回 日産フィナンシャルサービス	0.688	2015/9/18	800,000,000	808,149,600	
	第15回 日産フィナンシャルサービス	0.504	2014/3/20	500,000,000	501,293,000	
	第23回 トヨタファイナンス	1.970	2016/9/20	300,000,000	318,451,800	
	第11回 リコーリース	1.473	2014/4/22	400,000,000	405,772,800	
	第12回 リコーリース	0.605	2014/1/21	500,000,000	501,777,387	
	第43回 日立キャピタル	0.570	2017/6/20	700,000,000	708,197,000	
	第140回 オリックス	1.140	2014/9/26	1,000,000,000	1,013,166,000	
	第7回 三菱UFJリース	1.110	2013/9/4	2,200,000,000	2,208,797,316	
	第15回 三菱UFJリース	0.660	2016/12/14	1,200,000,000	1,215,728,400	
	第17回 三菱UFJリース	0.578	2017/2/28	500,000,000	505,061,500	
	第18回 三菱UFJリース	0.280	2014/5/29	700,000,000	700,838,600	
	第1回 第2回財政融資マスタートラスト特定目的会社	1.980	2018/6/20	1,300,000,000	1,395,771,000	
	第1回 第1回財政融資マスタートラスト特定目的会社	1.830	2018/2/20	200,000,000	212,473,200	

種類	銘柄	利率(%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-------	-----	---------	--------	----

社債券	第28回 三井不動産	1.540	2014/3/20	900,000,000	912,538,800	
	第30回 三井不動産	2.055	2017/6/20	1,400,000,000	1,507,137,800	
	第115回 三菱地所	0.540	2021/3/15	1,400,000,000	1,401,135,400	
	第9回 東京建物	1.920	2015/11/20	700,000,000	724,458,000	
	第12回 東京建物	1.800	2016/3/18	500,000,000	517,269,000	
	第15回 東京建物	0.810	2016/12/21	600,000,000	602,347,200	
	第68回 住友不動産	1.810	2014/10/10	300,000,000	307,026,000	
	第69回 住友不動産	1.870	2014/11/4	400,000,000	410,126,800	
	第70回 住友不動産	1.480	2014/12/19	400,000,000	408,058,000	
	第71回 住友不動産	1.280	2015/2/2	1,200,000,000	1,221,177,600	
	第84回 住友不動産	0.388	2018/2/28	800,000,000	797,906,400	
	第85回 住友不動産	0.329	2018/6/20	1,000,000,000	992,319,000	
	第15回 相模鉄道	1.640	2016/7/22	800,000,000	832,606,400	
	第11回 相模鉄道	1.890	2014/9/12	900,000,000	920,453,400	
	第59回 東京急行電鉄	2.060	2014/6/18	300,000,000	307,022,400	
	第60回 東京急行電鉄	2.700	2019/6/18	1,100,000,000	1,259,112,800	
	第61回 東京急行電鉄	2.300	2016/6/13	100,000,000	106,713,700	
	第63回 東京急行電鉄	2.160	2018/6/6	200,000,000	219,399,200	
	第65回 東京急行電鉄	1.610	2014/4/16	200,000,000	203,066,400	
	第67回 東京急行電鉄	1.550	2016/7/29	400,000,000	417,782,000	
	第69回 東京急行電鉄	1.700	2019/10/25	200,000,000	217,255,000	
	第72回 東京急行電鉄	0.474	2013/12/16	900,000,000	901,560,168	
	第75回 東京急行電鉄	0.982	2022/6/7	300,000,000	308,344,500	
	第29回 京浜急行電鉄	2.050	2017/9/14	500,000,000	539,663,000	
	第30回 京浜急行電鉄	1.370	2014/6/13	200,000,000	202,928,600	
	第35回 京浜急行電鉄	0.901	2022/11/2	700,000,000	712,397,700	
	第22回 小田急電鉄	3.650	2016/11/25	700,000,000	788,447,100	
	第41回 小田急電鉄	2.240	2016/8/8	300,000,000	320,737,200	
	第46回 小田急電鉄	1.377	2013/12/17	200,000,000	201,730,716	
	第50回 小田急電鉄	1.718	2019/8/12	500,000,000	543,791,000	
	第54回 小田急電鉄	0.956	2017/12/15	600,000,000	620,121,000	
	第60回 小田急電鉄	0.846	2022/10/18	500,000,000	507,893,000	
	第25回 京王電鉄	1.695	2017/11/29	200,000,000	213,564,400	
	第28回 京王電鉄	1.792	2019/1/25	200,000,000	217,499,600	
	第30回 京王電鉄	1.412	2019/12/9	200,000,000	214,034,800	
	第31回 京王電鉄	1.199	2021/7/28	1,900,000,000	2,000,734,200	
	第33回 京王電鉄	0.836	2023/1/24	100,000,000	101,310,600	
	第39回 京成電鉄	2.090	2014/6/27	400,000,000	409,840,000	
	第42回 京成電鉄	2.120	2017/2/8	600,000,000	643,100,400	
	第44回 京成電鉄	2.270	2017/6/19	200,000,000	216,739,000	
	第45回 京成電鉄	1.470	2014/6/13	500,000,000	508,116,000	
第47回 京成電鉄	0.620	2015/9/9	900,000,000	909,809,100		
第2回 東日本旅客鉄道	4.900	2015/2/25	1,310,000,000	1,430,589,430		
第3回 東日本旅客鉄道	3.950	2016/2/25	1,300,000,000	1,444,948,700		
第5回 東日本旅客鉄道	3.300	2017/2/25	300,000,000	336,552,300		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-----------	-----	---------	--------	----

社債券	第7回 東日本旅客鉄道	3.300	2017/8/25	900,000,000	1,022,581,800	
	第9回 東日本旅客鉄道	3.075	2018/2/25	600,000,000	684,243,600	
	第11回 東日本旅客鉄道	2.970	2019/2/25	300,000,000	347,884,200	
	第13回 東日本旅客鉄道	2.600	2020/2/25	700,000,000	807,774,800	
	第56回 東日本旅客鉄道	1.700	2018/12/20	200,000,000	216,612,400	
	第70回 東日本旅客鉄道	1.193	2020/9/29	100,000,000	105,675,500	
	第77回 東日本旅客鉄道	1.251	2021/7/22	300,000,000	317,812,800	
	第79回 東日本旅客鉄道	1.131	2021/9/29	400,000,000	419,682,000	
	第3回 西日本旅客鉄道	3.450	2016/12/20	600,000,000	673,219,800	
	第7回 西日本旅客鉄道	2.410	2018/12/25	200,000,000	224,766,600	
	第18回 西日本旅客鉄道	1.700	2018/12/11	300,000,000	324,822,300	
	第27回 西日本旅客鉄道	1.360	2020/6/11	200,000,000	213,909,800	
	第29回 西日本旅客鉄道	1.155	2020/9/10	200,000,000	210,831,000	
	第31回 西日本旅客鉄道	1.408	2021/2/26	700,000,000	750,578,500	
	第1回 東海旅客鉄道	4.650	2014/2/21	200,000,000	208,280,784	
	第2回 東海旅客鉄道	3.950	2016/4/25	800,000,000	893,875,200	
	第4回 東海旅客鉄道	2.180	2018/10/31	100,000,000	110,814,500	
	第5回 東海旅客鉄道	2.600	2020/1/28	100,000,000	115,299,400	
	第7回 東海旅客鉄道	2.200	2022/5/10	400,000,000	456,457,600	
	第16回 東海旅客鉄道	1.875	2019/9/20	500,000,000	550,429,000	
	第23回 東海旅客鉄道	2.140	2018/4/25	200,000,000	219,462,800	
	第26回 東海旅客鉄道	2.040	2018/10/19	400,000,000	439,929,200	
	第35回 東海旅客鉄道	1.790	2020/4/24	200,000,000	219,886,200	
	第40回 東海旅客鉄道	1.557	2019/1/29	700,000,000	753,093,600	
	第44回 東海旅客鉄道	1.667	2019/6/19	500,000,000	542,375,500	
	第49回 東海旅客鉄道	1.472	2020/2/10	100,000,000	107,667,800	
	第3回 東京地下鉄	1.900	2016/9/20	700,000,000	741,866,300	
	第37回 阪急阪神ホールディングス	1.100	2014/10/23	900,000,000	913,374,000	
	第39回 阪急阪神ホールディングス	1.250	2017/1/27	600,000,000	622,242,600	
	第14回 阪神電鉄	2.220	2014/6/23	600,000,000	615,596,400	
	第37回 名古屋鉄道	1.870	2014/6/12	400,000,000	408,163,600	
	第39回 名古屋鉄道	2.010	2017/9/7	200,000,000	214,247,600	
	第7回 日本通運	1.090	2021/10/20	700,000,000	730,276,400	
	第5回 国際電信電話	3.200	2017/4/28	300,000,000	336,075,300	
	第60回 日本電信電話	1.310	2020/12/18	2,300,000,000	2,450,406,200	
	第62回 日本電信電話	1.020	2021/9/17	1,000,000,000	1,040,635,000	
	第8回 K D D I	1.383	2013/12/20	400,000,000	403,339,165	
	第9回 K D D I	2.046	2018/12/20	700,000,000	769,136,200	
	第14回 K D D I	1.278	2014/5/29	100,000,000	101,344,800	
	第15回 K D D I	1.969	2019/5/29	1,500,000,000	1,647,573,000	
第18回 K D D I	1.573	2019/12/20	1,100,000,000	1,185,515,100		
第5回 K D D I	1.500	2014/12/19	100,000,000	102,333,900		
第17回 N T T ドコモ	1.770	2018/9/20	800,000,000	867,071,200		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
----	----	--------	-----	----------	---------	----



社債券	第16回 電源開発	1.990	2016/6/20	500,000,000	523,786,500	
	第17回 電源開発	2.070	2016/6/20	1,400,000,000	1,470,231,000	
	第34回 電源開発	0.592	2017/9/20	300,000,000	300,355,500	
	第15回 東京瓦斯	4.100	2015/5/25	300,000,000	325,796,700	
	第16回 東京瓦斯	4.000	2016/5/31	100,000,000	112,237,000	
	第17回 東京瓦斯	2.625	2018/6/11	100,000,000	112,402,100	
	第34回 東京瓦斯	1.064	2021/9/22	200,000,000	208,520,200	
	第7回 大阪瓦斯	3.400	2017/3/20	100,000,000	112,743,400	
	第9回 大阪瓦斯	2.900	2018/1/30	1,000,000,000	1,129,454,000	
	第22回 大阪瓦斯	1.790	2016/12/20	100,000,000	105,994,100	
	第26回 大阪瓦斯	1.782	2018/7/17	100,000,000	108,153,200	
	第28回 大阪瓦斯	1.345	2021/3/9	700,000,000	746,068,400	
	第22回 NTTデータ	1.780	2018/12/20	600,000,000	652,597,800	
	第23回 NTTデータ	1.650	2019/3/20	300,000,000	324,716,400	
	第25回 NTTデータ	1.470	2020/3/19	800,000,000	861,349,600	
	第1回C号 国家公務員共済組合連合会第2回CLOシニア特定目的会社	1.100	2013/6/10	300,000,000	300,345,052	
社債券 計				170,810,000,000	179,957,417,521	
合計				222,190,000,000	234,406,081,227	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成25年4月30日現在)

資産総額	157,604,639,058 円
負債総額	894,622,703 円
純資産総額 ( - )	156,710,016,355 円
発行済数量	158,573,792,115 口

1万口当たり純資産額 ( / ×10000 )	9,882 円
-------------------------	---------

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

ありません。

### (3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### （1）資本金の額

平成25年4月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

##### （2）委託会社等の機構

###### 会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

###### 投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年4月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	186	22,403
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	13	1,691
単位型公社債投資信託	0	0
合計	199	24,095

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第17期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第18期事業年度に係る中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。



## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		6,270,894		1,324,746
有価証券		11,023,094		8,309,605
前払費用	1	195,613	1	200,463
未収委託者報酬		1,751,247		1,465,803
未収運用受託報酬	1	656,202	1	778,921
未収投資助言報酬	1	171,421	1	154,740
繰延税金資産		295,260		273,967
その他		64,039		44,410
流動資産合計		20,427,773		12,552,657
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	2	133,329	2	115,964
車両	2	5,095	2	2,970
器具備品	2	179,790	2	148,251
有形固定資産合計		318,215		267,186
<b>無形固定資産</b>				
ソフトウェア		1,372,451		1,228,624
ソフトウェア仮勘定		51,575		55,978
その他		8,203		8,171
無形固定資産合計		1,432,230		1,292,774
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		16,986,491		25,328,584
差入保証金	1	284,824	1	283,591
繰延税金資産		500,589		437,364
その他		17		38
投資その他の資産合計		17,771,923		26,049,578
固定資産合計		19,522,370		27,609,540
資産合計		39,950,144		40,162,198
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		28,412		30,600
未払収益分配金		4,324		-
未払償還金		151,440		148,104
未払手数料	1	683,709	1	560,208
未払運用委託報酬		391,985		396,073
未払投資助言報酬		106,084		126,813
その他未払金	1	187,916	1	205,721
未払費用	1	119,099	1	122,185
未払法人税等		145,709		149,239
賞与引当金		552,829		538,159
その他		42,559		22,815
流動負債合計		2,414,070		2,299,923



固定負債		
退職給付引当金	644,223	767,977
役員退職慰労引当金	11,275	13,630
その他	1 66,068	1 4,973
固定負債合計	721,566	786,580
負債合計	3,135,637	3,086,503
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	17,625,364	17,833,930
利益剰余金合計	18,305,171	18,513,737
株主資本合計	36,587,011	36,795,577
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	227,494	280,116
評価・換算差額等合計	227,494	280,116
純資産合計	36,814,506	37,075,694
負債・純資産合計	39,950,144	40,162,198

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	11,004,207	9,952,331
運用受託報酬	3,873,347	3,987,169
投資助言報酬	751,384	705,920
業務受託料	47,100	47,100
営業収益計	15,676,039	14,692,522
営業費用		
支払手数料	4,548,772	4,131,652
広告宣伝費	110,792	27,241
公告費	466	323
調査費	2,708,450	2,700,559
支払運用委託報酬	1,442,927	1,294,778
支払投資助言報酬	448,879	479,438
委託調査費	20,521	42,633
調査費	796,121	883,708
委託計算費	104,902	101,748
営業雑経費	543,623	390,063
通信費	57,003	55,182

印刷費		175,972		133,820
協会費		17,084		17,984
その他営業雑経費		293,563		183,076
営業費用計		8,017,006		7,351,588
一般管理費				
役員報酬	1	62,167	1	59,718
給料・手当		2,985,814		3,012,857
賞与引当金繰入額		547,443		537,887
賞与		256,821		260,246
福利厚生費		550,141		566,829
退職給付費用		163,211		156,575
役員退職慰労引当金繰入額		5,550		5,455
役員退職慰労金		637		650
其他人件費		135,147		115,587
不動産賃借料		635,759		632,434
その他不動産経費		38,835		27,417
交際費		14,220		14,037
旅費交通費		87,941		90,473
固定資産減価償却費		627,055		654,122
租税公課		77,387		79,628
業務委託費		183,393		179,945
器具備品費		178,045		151,259
保守料		92,961		87,228
保険料		63,246		60,291
寄付金		820		5,000
諸経費		39,883		56,644
一般管理費計		6,746,486		6,754,291
営業利益		912,546		586,642
営業外収益				
受取利息		3,284		1,966
有価証券利息		107,994		93,236
受取配当金		102,558		45,856
その他営業外収益		22,945		17,359
営業外収益計		236,783		158,419
営業外費用				
為替差損		9,852		6,419
賃貸借契約解約損		-		4,124
その他営業外費用		15,292		1,248
営業外費用計		25,144		11,792
経常利益		1,124,185		733,269
特別利益				
投資有価証券売却益		35,991		25,290
投資有価証券償還益		351		-
事故受取保険金	3	5,462	3	14,136
清算配当金		-	5	59,327
特別利益計		41,804		98,754
特別損失				
投資有価証券売却損		17,676		1,778
投資有価証券償還損		355,993		87,378
投資有価証券評価損		5,706		-
固定資産除却損	4	16,762	4	19,104
事故損失賠償金	2	22,343	2	39,244
特別損失計		418,482		147,506
税引前当期純利益		747,507		684,516

法人税、住民税及び事業税	272,647	263,157
法人税等調整額	37,686	77,232
法人税等合計	310,333	340,390
当期純利益	437,174	344,126

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000,000	10,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計		
当期首残高	8,281,840	8,281,840
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	8,281,840	8,281,840
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	139,807	139,807
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	120,000	120,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
当期首残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000
別途積立金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	17,323,750	17,625,364
当期変動額		

剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	17,625,364	17,833,930
利益剰余金合計		
当期首残高	18,003,557	18,305,171
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	18,305,171	18,513,737
株主資本合計		
当期首残高	36,285,397	36,587,011
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	36,587,011	36,795,577
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	93,537	227,494
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	133,956	52,622
当期末残高	227,494	280,116
評価・換算差額等合計		
当期首残高	93,537	227,494
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	133,956	52,622
当期末残高	227,494	280,116
純資産合計		
当期首残高	36,378,935	36,814,506
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	435,570	261,188
当期末残高	36,814,506	37,075,694

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

## 時価のないもの

…移動平均法に基づく原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## 有形固定資産

定率法によっております。

主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。

## 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## 賞与引当金

従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

## 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。

なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

## 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 5. リース取引の処理方法

平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 6. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

## （追加情報）

当会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## （注記事項）

## （貸借対照表関係）

1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
前払費用	60,402千円	52,725千円
未収運用受託報酬	296,706	383,091
未収投資助言報酬	152,956	135,967
差入保証金	280,262	280,262
未払手数料	88,132	90,057
その他未払金	14,956	19,525
未払費用	60,986	59,677
その他固定負債	66,068	4,973

2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物	187,418千円	206,955千円
車両	1,919	4,043
器具備品	592,884	573,767
計	782,221	784,767

## (損益計算書関係)

1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。		
取締役	180,000千円	
監査役	30,000千円	
2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。		
3. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。		
4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。		
	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
建物	8,300千円	-千円
器具備品	8,461	11,393
その他	-	7,711
計	16,762	19,104
5. 清算配当金は、会社型投資信託の清算配当であります。		

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
1株当たり配当額	1,250円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,250円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月27日

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
1株当たり配当額	1,250円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	135,560千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,250円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月25日

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)

	前事業年度(平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	3,237	2,461	776

(単位：千円)

	当事業年度(平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	417	445

未経過リース料期末残高相当額等

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	342	174
1年超	462	287
合計	804	462

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

支払リース料	1,383	361
減価償却費相当額	1,258	330
支払利息相当額	53	19

## 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	6,270,894	6,270,894	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,028,251	4,044,880	16,628
その他有価証券	6,994,842	6,994,842	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,512,627	10,567,760	55,132
その他有価証券	6,341,364	6,341,364	-

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,324,746	1,324,746	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,705	4,019,880	9,174
その他有価証券	4,298,900	4,298,900	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	18,362,076	18,430,810	68,733
その他有価証券	6,899,008	6,899,008	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから



当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のものは決算日の市場価格等によっております。

#### 投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のものは、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	132,500	67,500

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	6,270,894	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの 其他(注)	8,732,095	2,405,100	1,236,025	-
合計	19,002,989	12,805,100	1,236,025	-

(注) 譲渡性預金、投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,324,746	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	4,000,000	18,200,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの 其他(注)	6,301,000	2,409,250	1,459,100	-
合計	11,625,746	20,609,250	1,459,100	-

(注) 投資信託受益証券、国庫短期証券等であります

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(平成23年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,507,839	12,583,440	75,600
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,507,839	12,583,440	75,600
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,033,039	2,029,200	3,839
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,033,039	2,029,200	3,839
	合計	14,540,878	14,612,640	71,761

## 当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	21,338,974	21,416,990	78,015
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	21,338,974	21,416,990	78,015
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,033,806	1,033,700	106
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,033,806	1,033,700	106
	合計	22,372,781	22,450,690	77,908

## 2. その他有価証券

## 前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,495,142	5,493,181	1,961
	国債・地方債等	5,495,142	5,493,181	1,961
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,659,502	2,608,636	1,050,865
	小計	9,154,645	8,101,818	1,052,826
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	999,700	999,761	61
	国債・地方債等	999,700	999,761	61
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,181,862	3,835,995	654,133
	小計	4,181,562	4,835,756	654,194
	合計	13,336,207	12,937,574	398,632

## 当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
--	----	------------------	--------------	------------

貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	4,298,900	4,297,606	1,293
	国債・地方債等	4,298,900	4,297,606	1,293
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	4,307,034	3,281,746	1,025,288
	小計	8,605,934	7,579,352	1,026,581
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,591,974	3,160,015	568,040
	小計	2,591,974	3,160,015	568,040
合計		11,197,908	10,739,367	458,540

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
非上場株式	132,500千円	67,500千円

### 3．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	561,210	35,991	17,676
合計	561,210	35,991	17,676

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	90,200	25,200	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	31,237	90	1,778
合計	121,437	25,290	1,778

### 4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について5,706千円（その他有価証券の投資信託受益証券5,706千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

#### 1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務	644,223千円	767,977千円
(2)退職給付引当金	644,223千円	767,977千円

(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1)勤務費用	130,059千円	132,222千円
(2)退職給付負担金	33,151千円	24,353千円

(注) 福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金	43,211千円	45,640千円

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	221,131千円	204,554千円
未払事業税	18,935	19,923
その他	<u>55,977</u>	<u>49,981</u>
繰延税金資産合計	296,044	274,458
繰延税金負債		
有価証券評価差額	<u>784</u>	<u>491</u>
繰延税金負債合計	<u>784</u>	<u>491</u>
繰延税金資産の純額	<u>295,260</u>	<u>273,967</u>
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	257,689	276,081
役員退職慰労引当金	4,510	4,857
税務上の繰延資産償却超過額	5,310	2,519
投資有価証券評価損	539,831	472,994
投資有価証券評価差額	261,653	212,965
その他	<u>30,323</u>	<u>6,911</u>
小計	<u>1,099,317</u>	<u>976,328</u>
評価性引当額	<u>120,282</u>	<u>106,755</u>
繰延税金資産合計	<u>979,034</u>	<u>869,573</u>
繰延税金負債		
特別分配金否認	58,098	50,467
投資有価証券評価差額	<u>420,346</u>	<u>381,742</u>
繰延税金負債合計	<u>478,445</u>	<u>432,209</u>
繰延税金資産の純額	<u>500,589</u>	<u>437,364</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		
	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の		法定実効税率 40.00%
負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5		(調整)
以下であるため注記を省略しております。		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.93
	住民税均等割	0.85
	税率変更に伴う影響	9.27
	その他	<u>1.32</u>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.73
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。		
平成24年3月31日まで 40.00%		
平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.01%		
平成27年4月1日以降 35.64%		
この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は48,216千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が63,484千円、その他有価証券評価差額金が15,268千円、それぞれ増加しています。		

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,096,879

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,205,257

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引）

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	1,352,450	未収運用受託報酬	296,706
								投資助言報酬の受取	697,329	未収投資助言報酬	152,956
								業務受託料の受取	47,100	-	-

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	1,525,483	未収運用受託報酬	383,091
								投資助言報酬の受取	632,674	未収投資助言報酬	135,967
								業務受託料の受取	47,100	-	-

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

## 2 親会社に関する注記

## 親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	339,466円90銭	341,875円31銭
1株当たり当期純利益金額	4,031円18銭	3,173円18銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
当期純利益	437,174千円	344,126千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	437,174千円	344,126千円
期中平均株式数	108千株	108千株

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)



## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第18期中間会計期間末  
(平成24年9月30日現在)

## 資産の部

## 流動資産

現金・預金		861,189
有価証券		7,213,238
前払費用		580,968
未収委託者報酬		1,413,920
未収運用受託報酬		974,209
未収投資助言報酬		153,445
繰延税金資産		193,172

その他		41,624
-----	--	--------

流動資産合計		11,431,768
--------	--	------------

## 固定資産

有形固定資産	1	262,947
--------	---	---------

無形固定資産		1,227,694
--------	--	-----------

## 投資その他の資産

投資有価証券		26,318,839
--------	--	------------

繰延税金資産		545,994
--------	--	---------

その他		283,609
-----	--	---------

投資その他の資産合計		27,148,443
------------	--	------------

固定資産合計		28,639,084
--------	--	------------

資産合計		40,070,853
------	--	------------

## 負債の部

## 流動負債

未払手数料		548,329
-------	--	---------

未払運用委託報酬		430,444
----------	--	---------

未払投資助言報酬		140,037
----------	--	---------

その他未払金		179,488
--------	--	---------

未払費用		99,347
------	--	--------

未払法人税等		129,746
--------	--	---------

前受投資助言報酬		70,261
----------	--	--------

賞与引当金		372,279
-------	--	---------

その他		219,373
-----	--	---------

流動負債合計		2,189,308
--------	--	-----------

## 固定負債

退職給付引当金		821,839
---------	--	---------

役員退職慰労引当金		9,100
-----------	--	-------

固定負債合計		830,939
--------	--	---------

負債合計		3,020,247
------	--	-----------

純資産の部	
株主資本	
資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	18,001,445
利益剰余金合計	18,681,252
株主資本合計	36,963,092
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	87,512
評価・換算差額等合計	87,512
純資産合計	37,050,605
負債・純資産合計	40,070,853

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

第18期中間会計期間

(自平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		4,485,618
運用受託報酬		2,469,602
投資助言報酬		338,891
業務受託料		23,614
営業収益計		7,317,725
営業費用		3,610,733
一般管理費	1	3,250,777
営業利益		456,214
営業外収益	2	88,157
営業外費用	3	15,890
経常利益		528,480
特別利益	4	107,408
特別損失	5	120,776
税引前中間純利益		515,112
法人税、住民税及び事業税		120,655
法人税等調整額		91,382
法人税等合計		212,037
中間純利益		303,074

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

第18期中間会計期間

(自平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	10,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
資本剰余金合計	
当期首残高	8,281,840
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	8,281,840
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	139,807
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	120,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	120,000
研究開発積立金	
当期首残高	70,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	70,000
別途積立金	
当期首残高	350,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	350,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	17,833,930
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	303,074
当中間期変動額合計	167,514
当中間期末残高	18,001,445
利益剰余金合計	
当期首残高	18,513,737
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560

中間純利益	303,074
当中間期変動額合計	167,514
当中間期末残高	18,681,252
株主資本合計	
当期首残高	36,795,577
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	303,074
当中間期変動額合計	167,514
当中間期末残高	36,963,092
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	280,116
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	192,603
当中間期変動額合計	192,603
当中間期末残高	87,512
評価・換算差額等合計	
当期首残高	280,116
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	192,603
当中間期変動額合計	192,603
当中間期末残高	87,512
純資産合計	
当期首残高	37,075,694
当中間期変動額	
剰余金の配当	135,560
中間純利益	303,074
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	192,603
当中間期変動額合計	25,088
当中間期末残高	37,050,605

## （重要な会計方針）

項目	第18期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。 その他有価証券 時価のあるもの ...中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。
2．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3．引当金の計上基準	賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による中間会計期間末要支給額の100%）を計上しております。 なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．リース取引の処理方法	平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

## (会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の減価償却費が911千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ911千円増加しております。

## (注記事項)

## [ 中間貸借対照表関係 ]

第18期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	822,082千円

## [ 中間損益計算書関係 ]

第18期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	37,633千円
無形固定資産	240,255千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
有価証券利息	44,672千円
受取配当金	31,458千円
補助金収入	9,500千円
受取利息	115千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	15,252千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	105,652千円
投資有価証券償還益	1,755千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	119,106千円
投資有価証券償還損	152千円
事故損失賠償金	1千円
固定資産除却損	
建物	1,481千円
器具備品	35千円
計	1,516千円

## [ 中間株主資本等変動計算書関係 ]

第18期中間会計期間  
(自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項  
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	135,560	1,250	平成24年3月31日	平成24年6月25日



## 〔リース取引関係〕

第18期中間会計期間  
（自 平成24年4月1日  
至 平成24年9月30日）

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	中間 会計期間末残高 相当額
有形固定資産 (器具備品)	千円	千円	千円
	862	503	359

未経過リース料中間会計期間末残高相当額

1年内	177千円
1年超	198千円
合計	375千円

当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	93千円
減価償却費相当額	86千円
支払利息相当額	6千円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引  
該当取引はありません。

## 〔金融商品関係〕

第18期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

## 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日（中間決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2を参照ください）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	861,189	861,189	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,013,898	4,022,770	8,871
その他有価証券	3,199,340	3,199,340	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	20,430,130	20,531,710	101,579
その他有価証券	5,821,209	5,821,209	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

## 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 有価証券

これらの時価は、中間決算日の市場価格等によっております。

## 投資有価証券

これらの時価は、中間決算日の市場価格等によっております。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 〔有価証券関係〕

第18期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

## 1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	23,639,299	23,749,760	110,460
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	23,639,299	23,749,760	110,460
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	804,729	804,720	9
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	804,729	804,720	9
合計		24,444,029	24,554,480	110,450

## 2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	2,899,052	2,899,430	377
	国債・地方債 等	2,899,052	2,899,430	377
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,675,650	3,428,202	752,552
	小計	5,574,702	6,327,632	752,930
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	299,928	299,910	18
	国債・地方債 等	299,928	299,910	18
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,999,200	2,393,007	606,192
	小計	3,299,128	2,692,917	606,211
合計		8,873,830	9,020,549	146,718

(注1) 非上場株式（中間貸借対照表計上額67,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 〔デリバティブ取引関係〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

## 1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## （1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	1,254,877

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔1株当たり情報〕

	第18期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
1株当たり純資産額	341,643円97銭
1株当たり中間純利益	2,794円65銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2．1株当たり中間純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	303,074千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	<u>303,074千円</u>
期中平均株式数	108千株

## 〔重要な後発事象〕

第18期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

##### a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

平成24年9月末現在、324,279百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

#### (参考) 再信託受託会社の概況

##### a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

##### b. 資本金の額

平成24年9月末現在、10,000百万円

##### c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

(平成24年9月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
-------	----------	----------

あかつき証券株式会社	2,065百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いよぎん証券株式会社	3,000百万円	
宇都宮証券株式会社	301百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
岡三オンライン証券株式会社	8,000百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	1,575百万円	
野村証券株式会社	10,000百万円	
浜銀ＴＴ証券株式会社	3,307百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
明和証券株式会社	511百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270百万円	
ＵＢＳ証券株式会社	66,850百万円	



株式会社愛知銀行	18,000百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
株式会社伊予銀行	20,948百万円	
株式会社沖縄海邦銀行	4,537百万円	
株式会社香川銀行	12,014百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社佐賀銀行	16,062百万円	
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	
シティバンク銀行株式会社	123,100百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社第四銀行	32,776百万円	
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
株式会社筑邦銀行	8,000百万円	
株式会社千葉興業銀行	57,941百万円	
株式会社中京銀行	31,844百万円	
株式会社中国銀行	15,149百万円	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社東北銀行	13,233百万円	
株式会社長崎銀行	4,121百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社肥後銀行	18,128百万円	
株式会社福井銀行	17,965百万円	
株式会社北陸銀行	140,409百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	
株式会社みずほ銀行	700,000百万円	
株式会社みちのく銀行	34,167百万円	
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円	
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社宮崎銀行	14,697百万円	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。
信金中央金庫	490,998百万円	信用金庫法に基づき設立された、信用金庫の中央金融機関です。
日本生命保険相互会社	1,250,000百万円	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

### 3【資本関係】

日本生命保険相互会社(販売会社)は、委託会社の株式を97,604株(持株比率90.00%)保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

## 第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成24年10月1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年12月10日	臨時報告書
平成24年12月20日	有価証券報告書
	有価証券届出書
平成25年1月4日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年2月18日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年3月8日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小暮和敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次△](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月28日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 小暮和敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 山田 信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ日本インカムオープンの平成24年9月21日から平成25年3月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ日本インカムオープンの平成25年3月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)